

第12章 水 産 庁

第 1 節 資源管理の推進

1 我が国周辺漁業資源調査等

我が国周辺水域における水産資源について適切な管理と持続的利用の科学的基礎となる資源評価を実施するため、独立行政法人水産総合研究センターを中心に産学官の連携を図りながら資源調査を実施するとともに、資源評価についてその公表等を行った。

2 我が国周辺水域の水産資源の管理

(1) 資源回復計画の作成・実施

緊急に資源の回復を図ることが必要な魚種について、全国又は海域レベルで、休漁等を含む漁獲努力量の削減や資源の積極的な培養、漁場環境の保全等の資源回復措置を計画的に講じる資源回復計画を作成することとした。資源回復計画の円滑な作成及び進行管理を図るため、関係漁業者の意見のとりまとめを行うための漁業者協議会の開催等への支援を内容とする「資源回復計画作成推進事業」を実施し、関係漁業者間の検討を推進するとともに、広域漁業調整委員会の意見をふまえつつ、平成14年度には、さくら瀬戸内海系群、伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種、日本海西部あかがれい(ずわいがに)、太平洋北部沖合性カレイ類の4計画を、平成15年度には、日本海北部マガレイ、ハタハタ、マサバ太平洋系群の2計画を作成し、これに大分県が作成した大分県豊前海アサリ資源回復計画を加え、作成済みの資源回復計画は7つとなった。

また、同計画に基づき作成される漁獲努力量削減実施計画により、漁業者が自主的に行う減船、休漁等について、漁業経営への影響に配慮した、支援措置の枠組みを創設し、所要の支援を行った。

(2) 漁獲可能量制度等の的確な推進

我が国は平成8年の「国連海洋法条約」締結に際して、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」(平成8年法律第77号)を制定し、9年から6魚種(さんま、すけとうだら、まあじ、まいわし、まさば及びごまさば、ずわいがに)を対象に、同法に基づく漁獲可

能量(TAC)管理を開始した。10年から1魚種(するめいか)が追加され、現在7魚種を対象にTAC管理を行っている。

このTACの適切かつ円滑な管理を推進するため、平成15年度においては、対象魚種の都道府県における採捕数量等の情報処理を行うためのコンピューターネットワークの整備等に対し助成を実施した。

また、平成13年に同法を一部改正し、漁獲努力可能量(TAE)管理制度を創設し対象魚種として指定済の、あかがれい、さめがれい、さわら、とらふぐ、やなぎむしがれいの5魚種に加え、平成15年度においてはマガレイを追加し、6魚種を対象魚種としてTAE管理を行っている。

(3) 資源管理型漁業の推進

TAC、TAEなどの公的な管理措置に加え、我が国周辺水域の水産資源の維持、増大と漁業経営の安定化を図るためには、漁業者の自主的な取り組みである「資源管理型漁業」の全国的な推進及び定着化が重要な課題となっている。

このため、平成15年度においては、量、質及びコストを一体的にとらえた多面的な資源管理を推進するために、都道府県による漁業者等への指導・普及啓発及び資源状況のモニタリング調査等に加え漁協等による資源管理・営漁指導指針の策定の取組について支援を行う「資源管理体制・機能強化総合対策事業のうち多面的な資源管理型漁業の推進」を実施した。

3 持続的養殖生産の推進

我が国の養殖業は、戦後順調に成長を続け、沿岸漁業の重要な一部門を構成するに至っている。また、国連海洋法条約の発効により、我が国沿岸域の水産資源の適切な管理と有効利用に取り組むことが、国際的な責務となっていることから、沿岸漁業を安定的に発展させ、かつ、国民に対し水産物を安定的に供給するべく、持続的な養殖生産の確保を図ることが水産行政上重要な課題となっている。

しかしながら、近年、過密養殖や過剰な餌料投与等により、全国的に養殖漁場が悪化している。このような養殖漁場の悪化は、養殖水産動植物の伝染性疾病の

発生及びまん延の原因ともなっており、放置すれば最終的にはその漁場における養殖自体を不可能に至らしめることとなりかねないものである。

また、近年、我が国においては、養殖用の種苗を海外に依存する傾向が顕著であり、海外から養殖水産動植物の伝染性疾病が侵入する危険性が高まっている。

このような状況に適切に対処するため、養殖漁場の改善を促進するとともに、特定の養殖水産動植物の伝染性疾病のまん延を防止するための措置を講ずることとし、平成11年5月に「持続的養殖生産確保法」を制定した。

この法律に基づく漁場改善計画については、平成16年3月末現在で20道府県、345漁協が作成し知事の認定を受けている。

4 溯河性さけ・ます人工ふ化放流事業

(1) 概 要

さけ・ます類は、食料の安定供給、北日本における漁業の振興を図る観点から、その資源の持続的利用の重要性は高く、水産資源保護法において、「農林水産大臣は、毎年度、さけ及びますの増殖を図るために独立行政法人さけ・ます資源管理センターが実施すべき人工ふ化放流に関する計画を定めなければならない。」とされている。

国際的には、「北太平洋における溯河性魚類の系群の保存のための条約」において母川国が第一義的な利益と責任を有するとともに、適正な資源管理義務が課せられている。また、地球環境保全に関する関係閣僚会議で決定した「新・生物多様性国家戦略」（平成14年3月27日）において、さけ・ます増殖事業の推進に当たっては、「北太平洋の生態系との調和を図り、生物として持つ種の特性と多様性を維持することに配慮する」とされている。

このように、さけ・ます資源の持続的利用を図るとともに、その適正な資源管理を推進することが重要となっている。

(2) 北海道及び本州におけるさけ・ます人工ふ化放流

北海道、東北6県、茨城県、新潟県、富山県、石川県の11道県において、さけ・ます人工ふ化放流事業が実施されている。これらの道県では、増殖団体、漁業協同組合、漁業生産組合が生産した稚魚を道県が買い上げて放流しており、この事業に対し助成を実施した。

また、さけ・ます人工ふ化放流事業の効果を確認するための資源動態等モニタリング調査、増殖実態調査、サクラマス資源量が、河川環境の悪化等により減少の一途をたどっているため、河川生態系保全型資源回

復事業等を実施した。

さらに、さけ・ます種苗施設の整備等を継続して実施した。

表1 15年度センターが実施すべき人工ふ化放流計画
(農林水産大臣が水産政策審議会の答申を受けて定めた計画)

魚 種	放流数 (千尾)
さけ	195,300
からふとます	7,200
さくらます	3,880
べにざけ	157

表2 15年度北海道、本州における人工ふ化放流計画

魚 種	地 域	放流数 (千尾)
さけ	北海道	800,600
	本 州	816,757
からふとます	北海道	126,000
さくらます	北海道	6,148
	本 州	4,523

表3 15年度さけ・ます人工ふ化放流関連予算

	(千円)
独立行政法人さけ・ます資源管理センター	2,052,151
運営費交付金	1,807,605
施設整備費補助金	244,546
委託費	18,805
太平洋さけ資源回復緊急対策事業	18,805
補助金	911,018
サケ・マス・リバイバル事業費	654,597
水産資源増殖振興施設整備事業 (うち、さけ・ます種苗生産施設施設整備事業)	256,421

5 内水面漁業振興対策事業

内水面漁業・養殖業は、淡水性魚介類の供給、種苗放流等を通じた水産資源の維持増大、釣り等レクリエーションの場の提供、中山間地域等における就業機会の創出、漁業活動を通じた内水面の環境保全等に寄与しており、近年、国民の自然環境の保全等に対する意識が高まるとともに余暇時間が増大していく中、健全な親水性レクリエーション等を通じたゆとりや潤いのある国民生活と余暇活動の提供など内水面漁業・養殖業の役割は一層重要なものとなっている。

他方、内水面漁業・養殖業を取り巻く環境は、流域の改変、河川流量の減少、水質の悪化などによる水生生物の生息環境の悪化に加え、ブラックバス等外来魚の生息域の拡大等による在来種への影響やカワウの急激な増加による放流稚魚の食害問題などの生態系の変化に伴う内水面漁業への影響の顕在化、中山間地域における高齢化や後継者不足、過疎化の進行などますます

す厳しい状況にある。

このような状況を踏まえ、内水面における生物生息環境の保全、水産動植物の増養殖の推進、地域の活性化等を図るため、各種の対策を講じているところである。

15年度は、内水面環境活用総合対策事業により、生態系との調和、地域特性の活用、他産業との連携等を念頭におき、水産資源の増養殖基盤施設、漁業・養殖業の近代化施設や遊漁施設等の交流促進施設などの整備を実施するとともに、ブラックバス等外来魚の生息域・生息数の減少を図るため、生息状況調査、駆除、密放流防止の啓発活動等を行うとともに、カワウによる放流稚魚等の食害被害の軽減を図るため、飛来・生息状況等の調査、食害防止措置や一定数の駆除等を実施した。

また、内水面の有用水産資源について、適切な資源増大方策、管理手法の確立を図るため、

- ① ウナギの人工種苗生産技術開発及び河川・湖沼における資源動向調査
- ② アユなどの地域集団ごとの遺伝的特性に配慮した増殖管理手法等の開発
- ③ ブルーギルの生態的特性の解明と生態特性や地域特性を活用した繁殖抑制技術の開発
- ④ 外国産種苗等の生態系への影響や適正飼育技術の開発

などを実施した。

さらに、内水面漁業・養殖業の振興を図っていくため、これらに携わる関係者の組織強化、地域住民や内水面利用者に対する内水面の利用に関する知識やマナー、外来魚の違法放流防止の啓発等を実施するとともに、養鰻業について、国際競争力のある持続的経営が可能となるよう構造調整の推進や民間協議等の促進を図った。

表 4 15年度内水面関連予算

	(単位：千円)
内水面環境活用総合対策事業費	501,882
ウナギ資源増大対策事業費	60,161
健全な内水面生態系復元推進事業費	296,388
移入種管理方策検討事業費	21,250
新養殖技術開発事業費（うち内水面分）	5,230
内水面域振興活動推進費	44,185
養鰻業振興対策事業費	40,000

6 水産資源保護対策事業

水産資源の保護培養を図るため、水産資源保護法に基づき、道県知事が「保護水面」として指定し、管理

を行っている、

- ① まだい、あいなめ、めばる、すずき、くるまえば等の沿岸性の水産動物の産卵場又は育成場となっている水面
- ② あわび、はまぐり、ほたてがい、ほっきがい等の貝類の種苗の発生、稚貝の育成等に適している水面
- ③ さくらます等さけ・ます類、あゆ、わかさぎの産卵場・育成場となっている水面
- ④ 資源状態の著しく悪化している水産動植物の産卵・育成等に適している水面

について、その管理、密漁の監視、資源状況の調査等に要する経費に対し助成を行った（平成15年度予算額：2,513万3千円）。

7 魚 病 対 策

国内については、「魚病対策センター事業」による魚病情報の迅速な収集・伝達、全国防疫推進会議の開催、魚病専門技術者の育成、「水産総合研究センター魚病対策推進事業」での、基礎的魚病対策研究、重大な疾病発生時の緊急調査、水産用医薬品開発促進などの実施、「魚類防疫体制整備事業」においての、都道府県での疾病検査、防疫会議等の開催、魚病発生時の防疫対策、水産用医薬品の適正使用指導等を行い国内防疫体制の推進を図った。

輸入については、水産資源保護法に基づく水産動物の種苗の輸入防疫制度の運用により、我が国に侵入した場合、多大な被害をもたらす恐れのある伝染性疾病の侵入防止に努めた。

8 海洋水産資源開発センター

海洋水産資源開発促進法（昭和46年法律第60号）に基づき政府と民間の出資により昭和46年7月1日に認可法人として設立された。

その後、平成13年の「特殊法人等整理合理化計画」の閣議決定を受け、海洋水産資源開発センターは平成15年10月1日に解散し、その業務等は、独立行政法人水産総合研究センターに引き継がれた。

(1) 目 的

海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための調査並びに情報又は資料の収集及び提供等の業務を行うことを目的とする。

(2) 業 務 内 容

ア 海洋の新漁場における漁業生産の企業化のための調査

漁場の縁辺的拡大、漁獲物の付加価値向上、効率的な周年操業等を調査課題とする各漁業生産に関す

る企業化調査を実施する。

イ 海洋の漁場における新漁業生産方式であって漁業者団体等のみではその企業化を図ることが著しく困難なものの企業化のための調査

生産コストの削減、漁獲物の付加価値向上、漁労作業の効率化等を調査課題とする新漁業生産システムの実証化調査を実施する。

ウ 海洋の漁場の生産力の増進又は利用の合理化を図るための水産動植物の生育環境、漁業を営む者による利用状況及びその他の海洋の漁場の自然的経済的条件の現状及びその改善の可能性に関する総合的な調査

我が国沖合海域の高度利用を図るため、大水深域に浮魚礁を利用して造成された漁場の合理的利用手法の確立を図るための調査や沖合漁業資源について資源管理型漁業を推進するため総合調査を実施する。

エ 海洋水産資源の開発及び利用の合理化に関する情報又は資料の収集及び提供

諸外国の調査船の調査情報、漁船の操業情報等を収集、提供する。また、海洋水産資源に関する海外文献を提供する。

オ 前述ア、イ、ウ及びエの業務に附帯する業務

カ 前述ア、イ、ウ、エ及びオのほか、開発センターの目的を達成するために必要な業務

キ 受託事業

委託を受けて、海洋生物資源の合理的な保存、管理及び利用のために必要な調査並びにこれらの調査を行う者の養成及び確保等を行う。

(3) 資 本 金

開発センターの資本金は、国 1 億円、民間 1 億 9,150 万円の合計 2 億 9,150 万円で構成されていたが、平成 15 年 10 月 1 日の解散に先立って、民間出資金は全額返還され、国の出資は全額水産総合研究センターに承継された。

(4) 国 の 助 成

15 年度、国は開発センターに対し 15 億 9,152 万円を助成した。なお、開発センターの解散後、国は水産総合研究センターの開発調査業務に対し 15 億 5,714 万円を助成した。

(5) 組 織

2 部 5 課、役員 6 名(常勤 3、非常勤 3)、職員 28 名より成っている。

(6) 15 年度の事業実施概要

15 年度における開発センターの企業化調査等の結果の概要は表 5 のとおりである。

9 漁場環境及び生態系の保全

ア 内湾域に立地されている発電所の取放水による周辺海域の漁業に及ぼす影響調査等を実施した。

このほか、漁場環境監視体制の強化、漁業者による監視調査への参加、さらに廃棄物除去等による漁場環境の維持・保全等を推進するための都道府県への助成、漁場・海岸の美化運動の全国的な展開、海浜美化指導員の養成、ボランティアによる海浜生物の生息調査、ウミガメが産卵する海浜等において廃棄物の回収及びウミガメ資源の保護の実施、漁場環境保全方針の策定及び地域レベルにおける漁場環境保全のための個別・具体方針化の検討を行う民間団体に対する助成を行った。

イ 赤潮による漁業被害防止のため、ヘテロカブサ等赤潮の発生予察技術や防御技術の開発、養殖ノリの色落ち被害の原因となるケイ藻赤潮の被害対策を実施するとともに、プランクトン同定研修会を開催した。また、赤潮・貝毒情報ネットワークシステムの充実を図った。

ウ 油汚染事故による漁業被害を最小限にするため、水産庁漁業取締船に油回収資機材を整備した。さらに、原因者不明の油濁事故による漁業被害の救済と漁場の保全を図るため(財)漁場油濁被害救済基金が実施する救済事業等(審査認定事業、防除清掃費の支弁、油濁被害防止対策事業等)に対し助成した。

エ ダイオキシン類等の魚介類中における蓄積状況の全国的な実態把握、魚介類中のダイオキシン類削減方策の検討等を行った。このほか、内分泌かく乱物質の魚介類への影響調査等を行ったほか、内分泌かく乱物質による海産生物への影響評価手法の開発を行った。

オ 「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック」の掲載種について、保存方法の検討を進めるため、緊急性の高く調査可能なものから現地調査及び増殖保存試験等を実施した。

また、サメ・海鳥の保存管理のための国内行動計画の実施状況や見直しに関する調査を実施した。

さらに、トドの資源に悪影響を与えることなく、トドによる漁業被害を減らすための高強度定置網導入について北海道に助成を行った。

カ 豊かな漁場環境を維持する上で、森・川を含めた環境保全の取組が重要であることから、漁業者が山に木を植える活動を支援するための助成を都道府県を通じて行うとともに、この活動を幅広い市民の理解と参加を得て全国的に展開するための啓発普及等

表 5 平成15事業年度企業化調査等の概要

漁 業 種 類	使用船舶	(トン)	調 査 海 域	主要漁獲魚種	製品量	概 要
(沖合漁場等総合開発調査事業) 資源管理型沖合漁業推進 総合調査	大黒丸 春日丸 天龍丸 日光丸	19 19 19 17	東シナ海海域	トラフグ	7.6トン	ふぐ類について、底はえ縄漁法と浮きはえ縄漁法の漁獲特性の把握、水揚げ実態等の調査を実施
大水深沖合漁場造成開発 調査事業	第18太幸丸	69	北太平洋西部 (日本沖合) 海域	カツオ、 キハダ メバチ	311.9トン	南西諸島東側の水深2000～3000mの水域に浮魚礁群を設置し、魚礁群周辺における海洋環境の把握及び当該魚礁群の漁場造成効果を確認するための調査を実施
(海洋水産資源利用合理化開発事業) まぐろはえなわ	開発丸	489	太平洋中・東部海域	メバチ、 キハダ ビンナガ	145.3トン	メバチの日周行動にあわせた漁具の開発、人工餌導入の可能性についての調査を実施
まき網	日本丸	760	熱帯インド洋海域	カツオ、 キハダ	3,935.5トン	人工筏、自然流木に蟄集した魚群を対象に操業調査を実施
まき網	第18太神丸	349	熱帯太平洋中部海域	カツオ、 キハダ	3,580.1トン	まき網漁場の縁辺の拡大とまぐろ類若齢魚の混獲を最小化する手法の確立を主目的として調査を実施
いか釣	第3新 興丸 第8白嶺丸	478 276	南太平洋西部海域	ニュージーランドスルメイカ	270.1トン	南太平洋西部海域において、ニュージーランドスルメイカの分布状況等を把握し、企業化の可能性についての調査を実施
いか釣	第31寶来丸	276	北太平洋中・東部海域	アカイカ	42.2トン	北太平洋中・東部海域において、アカイカ資源の利用を図るとともに、脱着防止に関する手法、処理加工技術の向上についての調査を実施
かつお釣	第18日之出丸	359	太平洋中西部海域	カツオ、 ビンナガ	991.3トン	トロカツオ及びトロビンナガを対象とした漁場開発及び既存漁場の縁辺的拡大を図るとともに、イワシ類に代わる活餌としてサバヒー導入の可能性についての調査を実施
(新漁業生産システム構築実証化事業) まき網	北勝丸 第35福吉丸	286 270	北部太平洋海域	カツオ・ マグロ類 サバ類、 イワシ類	5,703.7トン	運搬機能を有した網船と探索機能を備えた運搬船の2隻体制による合理的な操業形態の実証化を図るための調査を実施
沖合底びき網 (二そうびき)	第1・2やまぐち丸	60	日本海西部 (対馬周辺海域)	タイ類、 カレイ類 イカ類、 アナゴ類	454.0トン	小型化と省エネ機関を導入した新しい調査船を用い、省人・省力化を図るとともに水水槽の導入等による漁獲物の付加価値の向上を図るための調査を実施
沖合底びき網 (かけまわし)	新世丸	160	北海道日本海海域	スケソウダラ、 ホッケ マダラ、 カレイ類	3,928.0トン	新しい漁労機器等を導入して、省人・省力化による操業コストの節減及び漁労負担の軽減を行うとともに適正漁獲による資源の有効利用を図るとともに、漁獲物の付加価値向上による高い収益性を目指した新しい生産システムの実証化に係る調査を実施
ハイブリッド・トラローラー	第7安 洋丸	280	北大西洋西部海域	カラスガレイ アカウオ ホッコクアカエビ	174.8トン	NAFO 海域においてトラロールに底はえ縄を組み合わせ、漁獲努力の分散による漁場荒廃防止と操業の効率化等及び資源の有効利用を図るための調査を実施

を行う民間団体に対し助成を行った。

第2節 つくり育てる漁業の推進

1 栽培漁業振興対策

栽培漁業は、沿岸水産資源の維持増大施策の重要な柱として、38年度以降瀬戸内海に国の栽培漁業センターを設置し、主に種苗生産、放流等の栽培漁業の技術開発を実施してきた。52年度からは栽培漁業の全国発展を図るため海区毎に整備することとし、7年度までに16ヵ所の栽培漁業センターを整備した。

さらに国の技術開発の成果をもとに種苗生産を行う県営栽培漁業センターの基本施設の整備（48～58年度全国37ヵ所）に引き続き、増強施設の整備（55～63年度全国32ヵ所）、拠点施設の整備（60年度から）、新技術導入施設の整備（平成元年度から）、海区拠点施設の整備（平成6年度から）及び種苗生産環境改良施設の整備（平成9年度から）を進めている。

(1) 国の栽培漁業センター

ア 栽培漁業技術開発事業

国の栽培漁業センターにおける技術開発事業は、委託費10億218万円をもって引き続き社団法人日本栽培漁業協会に委託し、全国16ヵ所の栽培漁業センター（厚岸、宮古、南伊豆、能登島、小浜、宮津、屋島、玉野、伯方島、百島、上浦、古満目、志布志、五島、奄美、八重山）において、にしん、しまあじ等の種苗生産及び放流の基礎技術の開発等を実施した（平成15年9月30日まで）。

イ 施設整備事業

施設整備は、予算額7,369万円で疾病防除施設のほか、既設事業場の施設整備、更新、保全等の工事を行った（平成15年9月30日まで）。

(2) 独立行政法人水産総合研究センター

また、平成14年に成立した「独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律」により、社団法人日本栽培漁業協会は、平成15年10月1日に独立行政法人水産総合研究センターと統合した。これにより、社団法人日本栽培漁業協会が委託事業として行っていた栽培漁業に関する技術開発の業務を、独立行政法人水産総合研究センターが実施することとなり、12億3,203万円を交付した。また、その業務に必要な国営栽培漁業センターの施設については、独立行政法人水産総合研究センターへ承継され、施設整備費8億3,991万円を補助した。

(3) 都道府県に対する補助

ア 県営栽培漁業センターの整備

栽培漁業センターの種苗生産能力の増強及び効率化を図るため、新たな技術を総合的に応用、導入した新技術導入等施設整備及び拠点施設整備に2億3,217万円（補助率1／2）を補助した。

イ 技術開発

沿岸海域における水産資源の涵養と漁業生産の増大を図るため、都道府県において、栽培漁業を実施する上で必要な魚種について、資源状態の把握、種苗生産技術の開発等を行うため、国費1億172万円（補助率1／2）を補助した。

(4) 漁業者に対する補助

一層の栽培漁業の推進を図るため、公益法人、漁協等が実施する事業規模での種苗生産・放流等の実証試験に対する取組、モニタリング体制の整備等に対して、4億7,113万円（補助率1／2、4／10、1／3）を補助した。

(5) 社団法人日本栽培漁業協会に対する助成

社団法人日本栽培漁業協会については、がざみ種苗生産事業のほか、協会の体制を強化するための活動等を含め1,258万円（補助率定額、10／10、1／2）を補助した（平成15年9月30日まで）。

2 海面養殖業の振興対策

我が国の海面養殖業は、国民の水産物に対するニーズの高級化・多様化に対応して発展を続け、養殖業を含む沿岸漁業全体の生産額の半分近くを占めるまでに成長しており、地域によっては中心的な産業になっている。

しかしながら、近年は多くの養殖生産物で供給過剰等による魚価の低迷が見られ、また、養殖漁場環境の悪化、養殖生産の国際化、自由貿易の進展による輸入水産物の増加など、厳しい情勢が山積している。このような問題点を克服し、海面養殖業が水産物の安定供給と沿岸地域の振興に貢献し続けるためには、国民の信頼を受けつつ養殖を持続的に推進できる体制づくりが必要である。

こうした状況を踏まえ、消費者ニーズの高級化・多様化に対応した安全な養殖生産物を安定的に供給し、豊かな食生活の実現と漁村地域の活性化を図るため、各種の対策を講じているところである。

15年度は、消費者間で食品の生産方法等の履歴情報の提供に対する関心が高まっていることから、生産工程における詳細な履歴情報を記録・管理できるシステムの開発等を行った。

また、持続的養殖の推進や経営の高度化を図るべく、地域の特性に即した具体的な目標と達成手法を盛り込んだブランド化推進計画を策定し、その実現に向けて、計画的な生産・出荷、経営コスト削減、飼料対策、機器のリース等による省力化、漁場環境の保全等の実施、さらに持続的養殖生産確保法に基づく漁場改善計画の策定・実施に対する支援等を総合的に行った。

このほか、海面養殖業から水系へ排出される汚濁負荷を可能な限りなくすための更なる知見の収集と、それに基づく実用的技術・システム開発の実施、わかめ養殖業の生産コスト削減、作業省力化等を実現するための生産システムの開発及び品質の維持・向上のための優良種苗の開発、水産養殖に使用される水産用医薬品以外の資機材の調査・検討、海域特性を勘案した養殖漁場環境の指標及び基準の策定、養殖生産物のモニタリング調査に基づく消費者に向けた養殖生産物の安全性のPR等、高品質なアコヤ貝育成のための技術開発とへい死を防止するための管理方法の開発、消費者等の視点から新たな養殖業のあり方についての検討を行うとともにパイロット地区において生産情報の発信や消費者等との意見交換、新たな魚種の養殖技術開発と産業としての定着促進、養殖従事者の高齢化・担い手不足に対応した省力化技術の開発等を実施した。

第3節 漁業の担い手確保・育成対策

1 漁業労働力の確保等

平成15年度においては、漁業の担い手関連予算の整理・統合を行い、都道府県及び民間団体が有機的な連携を図りつつ人材の確保・育成を推進し、効率的かつ安定的な漁業経営を育成するため、次の事業について助成した。

(1) 新規就業促進事業

社団法人大日本水産会及び都道府県等に設置された漁業就業者確保育成センターによる求人情報等の提供、技術習得等の研修、水産業改良普及組織が中心となり行う後継者受入地域の合意形成、自立漁家を目指した実習等。

(2) 福祉対策事業

漁村地域の福祉向上のため全国共済水産業協同組合連合会が昭和56年度から発足させた漁業者老齢福祉共済事業の推進等。

(3) 担い手活動支援事業

認定漁協による担い手の自営漁業への受入や中古漁

船による実務研修等。

水産業改良普及組織による青年漁業者、漁村女性等が自発的に行う漁業技術・経営管理能力の向上等に関する活動の支援、普及職員の指導力強化。

(4) 経営改善促進事業

全国漁業協同組合連合会が行う青年・女性漁業者グループのリーダー資質向上対策、漁業経営や地域活動等に関する取組の全国交流、中核的漁業者協業体の経営改善の取組や漁村女性等による起業的活動の取組等。

2 水産業改良普及事業

最近の沿岸漁業等をめぐる厳しい情勢を踏まえ、沿岸漁業の生産性の向上、漁家経営の改善等の課題を地域の特性に応じて解決することが重要となっており、水産業改良普及事業の推進に当たっては、組織体制の整備強化及び普及職員の資質の向上を図り、水産行政に即応した全国的に統一ある普及活動を展開することが緊要となっている。

このため、国は道府県に対して、水産業専門技術員及び水産業改良普及員の配置、水産業改良普及員室等の運営等普及事業の実施に要する経費について水産業改良普及事業交付金を交付した。

第4節 水産制度金融

1 概 況

15年度の漁業金融の状況を見ると、16年3月末現在の全金融機関の総貸出残高は1兆7,823億円となり、前年比6.6%の減少となった。

これを漁業規模別にみると、中小沿岸漁業向けが1兆6,149億円、大規模漁業向けが1,672億円で、中小沿岸漁業向けが大宗を占めている。

次に金融機関別にみると、系統金融機関が1兆1,741億円で最も大きく、一般金融機関が4,633億円、政府系金融機関が1,449億円となっている。これを前年と比べると、系統金融機関が4.5%、一般金融機関が9.3%、政府系金融機関が13.6%のそれぞれ減少となった。構成比をみると、系統金融機関が65.9%、一般金融機関が26.0%、政府系金融機関が8.1%となっている。

2 系 統 金 融

(1) 貯 金

15年度における漁協貯金は、表6のとおり、16年3月末で1兆992億円となり、前年同期に比べ790億円

(6.7%) の減少となった。

これは、漁協信用事業の信漁連への譲渡が進んだことが主な要因である。

(2) 貸 出 金

15年度における漁協貸出金は、表6のとおり、16年3月末で3,686億円となり、前年同期に比べ375億円(9.2%)の減少となった。漁協の貯貸率については、前年同期に比べ1%減少し、33.5%となった。なお、漁協・信漁連・農林中金で構成される系統金融機関の16年3月末の貸出金残高を、上部機関からの借入金を差し引いた純残高ベースでみると、合計1兆1,741億円となり、対前年度549億円の減少となった。

表6 漁協貯金・漁協貯貸率の推移

	(単位：億円、%)		
	14/3月末	15/3月末	16/3月末
漁 協 貯 金 (A)	13,014	11,782	10,992
漁 協 貸 出 金 (B)	4,497	4,061	3,686
漁協の貯貸率 (B/A)	34.5	34.5	33.5

3 一般金融機関

銀行、信用金庫等一般金融機関の貸出状況は、表7のとおり、16年3月末で4,633億円である。

表7 一般金融機関の漁業に対する貸付残高

	(単位：億円、%)		
	15/3月末	16/3月末	増加率
国内銀行銀行勘定	4,142	3,725	△10.1
信 託 勘 定	22	17	△22.7
信 用 金 庫	946	891	△5.8
計	5,110	4,633	△9.3

4 農林漁業金融公庫資金

農林漁業金融公庫は、農林漁業者に対し、農林漁業の生産力の維持増進に必要な長期かつ低利の資金の融通を行っており、水産関係資金としては、漁業経営改善支援資金、漁船資金、水産加工資金等8資金（農林漁業共通の資金を含む。）がある。

15年度の貸付決定額は表8のとおりで、水産業をめぐり近年の厳しい情勢の中で、142億円と前年度の24.8%減となった。

表8 農林漁業金融公庫資金貸付決定状況

	(単位：百万円、%)		
資 金 名	14年度	15年度	15/14
漁 業 経 営 改 善 支 援	7,740	3,791	49.0
構造改善推進（沿構）	81	-	-
漁 業 経 営 再 建 整 備	31	-	-
中山間地域活性化	804	1,994	248.0
振 興 山 村 ・ 過 疎	-	-	-

漁 業 基 盤 整 備	1,683	1,239	73.6
漁 船	789	942	119.4
農 林 漁 業 施 設	1,254	876	69.9
水 産 加 工	6,503	5,197	79.9
沿岸漁業経営安定	54	209	387.0
計	18,938	14,247	75.2

(単位未満四捨五入のため合計が合わないことがある。)

5 漁業近代化資金等の制度資金

(1) 漁業近代化資金

漁業近代化資金制度は、漁業者等の資本装備の高度化を図り、その経営の近代化に資することを目的として44年に創設され、漁業者等に対し、漁船資金を中心に長期かつ低利の施設資金等の融通を行ってきている。

15年度の融資実績は、融資枠1,250億円に対し、348億円となっており、前年度より22億円減少した。

用途別にみると、前年度に比べ漁具等施設は21億円、加工用施設が4億円の増加、漁船が17億円、養殖用施設が5億円、水産動植物の種苗購入・育成が10億円、共同利用施設が16億円の減少となった。

表9 漁業近代化資金の用途別融資額

	(単位：百万円、%)			
	金 額	構 成 比		
	14年度	15年度	14年度	15年度
都道府県承認分				
漁船（20トン以上）	2,019	1,405	5.5	4.0
漁船（20トン未満）	15,298	14,245	41.4	41.0
養殖用施設	2,099	1,647	5.7	4.7
加工用施設	3,281	3,641	8.9	10.5
漁具等施設	1,804	3,945	4.9	11.3
水産動植物の種苗購入・育成	10,805	9,797	29.2	28.2
共同利用施設	1,667	99	4.5	0.3
計	36,973	34,779	100.0	100.0
国の直接利子補給分				
共同利用施設	0	0	0.0	0.0
合計	36,973	34,779	100.0	100.0

(単位未満四捨五入のため合計が合わないことがある。)

(2) その他の制度資金

主なものとして、漁業経営が困難となっている中小漁業者であって、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法に基づく漁業経営再建計画の認定を受けた中小漁業者の固定化債務の整理を行い漁業経営の再建を図ることを目的として51年度に創設した漁業経営維持安定資金がある。

15年度については12億円の融資を行っており、前年

度より4億円増加した。

また、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法に基づく漁業経営改善計画の認定を受けた漁業者に対し、低利の短期運転資金を融通し経営の改善の円滑な推進を図るため7年度に創設した漁業経営改善促進資金については、15年度に73億円の貸付を行っており、前年度より2億円増加した。

表10 その他制度資金融資・貸付状況

資金名	(単位：百万円)	
	14年度	15年度
漁業経営維持安定資金	750	1,246
国際規制関連経営安定資金	0	0
漁業経営再建資金	0	0
漁業経営改善促進資金（極度額）	7,071	7,282
漁業経営高度化促進支援資金	137	105

6 沿岸漁業改善資金

沿岸漁業改善資金制度は、沿岸漁業従事者等が経営、操業状態の改善を図るため自主的に近代的な漁業技術や合理的な漁業生産方式又は漁ろうの安全の確保等のための施設を導入し、又は生活の改善を図るため合理的な生活方式を導入することを促進するとともに、青年漁業者等による近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術の実地の習得や経営の基礎の形成を助長するため、沿岸漁業従事者等に対する中・短期の無利子資金の貸付けを行う都道府県に対し国が必要な資金を助成する制度として昭和54年に創設された。

表11 沿岸漁業改善資金実績

	(単位：百万円)		
	13年度	14年度	15年度
経営等改善資金	2,878	2,509	2,219
生活改善資金	7	44	45
青年漁業者等養成	627	654	616
確保資金			
合 計	3,512	3,207	2,880
補助金交付額	111	12	11
対象都道府県	41県	41県	41県

7 中小漁業融資保証保険制度

中小漁業融資保証保険制度は、「中小漁業融資保証法」に基づき中小漁業者等に対する金融機関の貸付について漁業信用基金協会がその債務を保証し、その保証につき独立行政法人農林漁業信用基金が保険を行うものである。

15年度の保証状況をみると、年度中の保証額は1,341億円で前年比2.7%の増加となり、年度末保証残高は

2,373億円で3.5%の減少となった。保証残高を金融機関別にみると、農中は対前年度比4.5%減、信漁連は2.4%減、漁協は4.6%減、銀行等は9.6%の減少となった。次に資金種類別にみると、漁業近代化資金は、前年比4.5%減、一般資金は2.5%の減少となった。

なお、15年度中の代位弁済額は60億円で前年比28億円の増加となり、この結果単年度事故率は4.2%、累計事故率は3.4%となった。

第5節 水産業協同組合

1 概 要

(1) 水産業協同組合の現況

16年3月末現在における水産業協同組合は、単位組合が3,235(沿海地区漁協1,510、内水面漁協878、業種別漁協168、漁業生産組合535、水産加工協144)、連合会が181(漁連134、信漁連35、水産加工連11、共水連1)、うち全国段階連合会が11となっている。

(2) 漁協系統をめぐる状況

我が国周辺水域の資源水準の低下による漁獲量の減少、魚価の低迷等による我が国漁業の不振を背景に、漁協系統をめぐる情勢も厳しさを増している。

このような状況の中で、漁協系統に対しては、水産基本法の理念である「水産物の安定的供給の確保」や「水産業の健全な発展」の実現に向けて、より積極的な役割を果たしていくことが期待されており、資源管理を始めとする水産業の新たな課題に的確に対応していくためには、漁協系統の組織・事業基盤強化が急務となっている。

2 漁業協同組合等特別対策事業

(1) 趣 旨

漁協系統が漁村地域における中核として期待される役割を十全に果たしていくため、その人的基盤の強化、財務面での健全化を図る事業を実施した。

(2) 内 容

認定漁協へつながる漁協合併等の円滑な推進に資するための啓発・普及活動、事業の健全化・適正化を図るための監査活動、漁協系統組織職員等の人材育成を行うための研修・教育活動、漁協系統の育成・強化を図るための近隣諸国の漁協系統組織との国際交流活動、漁協合併又は信用事業譲渡による漁協の財務状況の調査分析に要する経費に対して補助を行った。

3 地域漁業再生のための担い手定着促進事業

(1) 趣 旨

沿岸漁業の新規就業者、後継者等の担い手を、漁協自営漁業に受け入れて実務研修の場を提供したり、漁船を研修用に貸与する事業を行う際に、事業を適切に実施するための審査・指導、機器整備等に必要な経費を助成し、地域漁業の担い手の定着を推進することで、漁業生産力の維持・増大と漁村地域の活性化を図る。

(2) 内 容

ア 審査・指導事業

県庁、融資機関、学識経験者などで組織する審査委員会を設置し、事業を希望する漁協における研修対象漁協種類等を確認するとともに、担い手の経験、資力等を考慮した研修メニュー等の審査、担い手に対する技術・安全指導及び修得状況の確認等に要する経費について補助を行った。

イ 機器整備事業

担い手に実務経験を積ませるための漁協自営漁業の効率化・高度化に必要な機器及び担い手の研修用に貸与するための中古漁船の安全で効率的な操業のために必要な機器（推進機及び漁労機械）の整備に要する経費について補助を行った。

4 漁協組織緊急再編対策事業

(1) 趣 旨

資源管理、担い手育成等の水産業の新たな課題を担うに足る基盤を備えた漁協（認定漁協）を育成するため、合併・事業統合を促進し、財務改善を図る漁協組織・事業の再編を進める対策を実施するとともに、漁協から信漁連への信用事業譲渡を推進するために、譲渡予定漁協に対する指導、信用事業を譲り受ける信漁連に対する信用事業実施基盤の強化を実施した。

(2) 内 容

ア 漁協合併等促進対策事業

認定漁協につながる合併等を促進するため、合併等予定漁協を対象として、プロジェクトチーム派遣による経営診断、漁協役員の意識啓発のための研修、地区合併協議会の推進、経営困難漁協に対する濃密経営指導等に要する経費に対して補助を行った。

イ 漁協経営体質強化等促進事業

合併等実施漁協の経営体質の強化及び信用事業を譲り受ける信漁連等の事業運営の交率化を図るための検討会の開催及び指導、職員の資質向上のための実務研修、事務の合理化のための機器（パソコン等）等の導入等に要する経費に対して補助を行った。

ウ 利子補給事業

認定漁協につながる合併を行う漁協及び信漁連への信用事業譲渡を行う漁協が、合併等に伴い必要な借入をする際に、都道府県が行う利子補給に対して補助を行った。

5 国際漁業再編対策事業

(1) 事業の趣旨

我が国国際漁業をめぐる情勢が一段と厳しさを増している中で、現在の国際社会における我が国の立場を考えた場合、資源状態等に関する科学的根拠や漁獲実績をもとにした外交交渉によっても、我が国の国際漁業の存在を確保することが必ずしも可能な状況ではなく、漁業種類によって縮減やむなしとの判断をせざるを得ない局面が増加することが予想される。

この場合に重要なことは、漁業者のみならず、関係事業者及び従事者に影響の大きい減船をできる限り混乱なく進めることである。

このため、従来においては、漁獲割当を削減され、出漁できないという状態に至ってから余儀なくされていた減船について、新たに、国際的な情勢を基礎として計画的に実施するとともに、これに伴う所要の対策を総合的に講ずる仕組み（図1）を設けることにより、国際的漁業の再編対策を円滑かつ計画的に進めることとし、このことについて元年12月22日の閣議了解を行った。

(2) 事業の概要

ア 特定漁業再編整備対策

漁船の隻数の縮減を実施するための、減船漁業者への交付金の交付等を行う。

イ 減船漁業者および水産加工業者、資材供給漁業者等関連事業者の事業転換等対策

水産加工資金の融通、中小企業体質強化資金助成制度のうち事業転換等貸付等の活用により、新たな経済的環境の円滑な適応の確保に努める。

ウ 漁業離職者の雇用対策

減船の実施に伴い、特定漁業からの離職を余儀なくされたものについて、その実態に即応しつつ必要に応じ、国際協定の締結に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（昭和52年法律第94号）に基づく措置等を通じ、再就職の促進に努める。

(3) 事業の実績

これまで元年度に北洋はえなわ・さし網漁業及び東部ベーリングつぶ漁業、2～4年度に北洋さけ・ます漁業、3～5年度に北方底びき網漁業、4～6年度に公海流し網漁業、10年度に遠洋まぐろはえなわ漁業、

13年度にたら等はえ縄漁業について本事業を行った。

第6節 水産物の流通加工・需給・消費対策

1 水産物の需給・価格動向

15年（1月～12月）における我が国の漁業・養殖業の総生産量は603万8千tで、前年に比べ2.7%増加した。

魚種別には、かたくちいわし、さんま、さば類、かつお、さけ類等が増加し、いか類、海藻類等が減少した。

15年の産地価格は、産地水産物卸売価格指数総合では94.5（平12=100）で、前年に比べ10.1%低下した。

これは、さけ類（塩）、かれい（冷）等の価格が上昇したものの、さんま、かたくちいわし、かつお等が低下したためである。

15年の消費地価格は、消費地卸売価格指数総合では93.0（平12=100）で、前年に比べ4.3%低下した。これは、さけ類（冷）、にしん（冷）等の価格が上昇したものの、さんま、かつお、まだい等が低下したためである。

2 水産物の流通対策

(1) 水産物産地流通加工施設高度化対策事業

ア 趣旨

多様化・高度化する流通・消費システムに的確に対応し、安全かつ高品質な水産物を安定的に供給するとともに、水産物の流通・加工分野における循環型社会への的確な対応を推進するために必要な流通・加工施設の整備を計画的、効率的に実施する。

イ 事業の概要

(ア) 産地流通機能強化型施設整備事業

産地市場の統合再編整備により、拠点化を図る地域、年間の水揚量がおおむね5千トン以上の大型拠点産地等において、地域水産物の付加価値の向上を図り、鮮度・品質・規格の揃った水産物を効率的に供給する産地流通体制の強化に必要な卸売場建物、冷蔵施設等の共同利用施設の整備等を行う。

a 産地市場統合再編整備事業

都道府県が策定する産地市場の再編整備計画に即して、産地市場機能の強化を図るため、産地市場の統合を計画している拠点産地において、水産物の広域・大量流通に対応した大規模

かつ先進的な産地市場に必要な施設の整備を行う。

b 大型拠点産地整備事業

産地から消費地への水産物の安定的出荷を推進し、水産物流通の合理化及び近代化を図るため、拠点産地において、当該生産圏における流通・加工機能の促進・強化に必要な施設の整備を行う。

c 大都市流通センター整備事業

水産物流通の大幅な拡大に対応し、消費地における需給調整機能の強化及び地域水産物の高付加価値を図るため、大都市又はその周辺地域において、水産物の大都市流通拠点に必要な施設の整備を行う。

(イ) 環境対策等高度化施設整備事業

「循環型社会の形成」に向けての新たな環境対策の高度化、多様化する消費者ニーズに対応するための加工技術等の高度化、水産物の品質・衛生管理の高度化を図るために必要な施設の整備等を行う。

a 環境対策高度化施設整備事業

水産物の流通加工過程における排水処理、水産加工残滓等のリサイクル等に必要な高度な処理機能を有する施設の整備を行う。

b 加工技術高度化施設整備事業

地方公共団体の試験研究機関による指導の下、漁業者、水産加工業者等が地域水産物の付加価値向上対策・環境対策に関する技術開発等を実施するために必要な地域開放型の試験研究施設の整備を行う。

c 品質管理高度化施設整備事業

近年の流通・加工形態及び需要者のニーズに対応した品質・衛生管理の強化のために必要な高度な品質・衛生管理機能を有する施設の整備を行う。

(ウ) 無廃棄型水産加工団地基盤整備事業

水産加工団地から排出される加工残滓等を有効利用し、排出物をゼロにするゼロエミッション型水産加工団地を整備するため、水産物の加工過程における廃水処理水・加工残滓の再生利用に必要な施設の整備等を行う。

ウ 事業実施主体等

(ア) 事業期間：平成13年度～16年度（但し、イの(ウ)は平成14年度～15年度）

(イ) 事業実施主体：地方公共団体、水産業協同組合等

(ウ) 補助率：1／3 以内（但し、イの(イ)の a 及び b 並びにイの(ウ)は 1／2 以内）

(エ) 事業内容：卸売場建物、製氷施設、冷凍施設、処理加工施設、品質検査施設、試験研究施設、排水・廃棄物処理施設、残滓処理施設等

(2) 水産物産地流通機能強化対策事業

産地市場統合の促進等を通じた産地流通機能強化を図るため、県内産地市場の再編計画等についての検討会、市場動向調査、産地間の情報ネットワーク化、モデル的な共同出荷事業、市場間の集中出荷体制整備、量販店等新たな取引先の開拓、製品の改良・開発、学校給食等への地域水産物の提供、統合市場・量販店等への派遣研修等を行った。事業実施主体は都道府県・漁業協同組合等であり、補助率 1／2 及び 1／3 で実施した。

(3) 水産物サプライチェーン流通パイロット事業

現在の水産物流通は、①多段階で流通経路が長く、②その過程で荷姿が複数回変化する、③物流・商流コストがかかる、④消費動向が産地・中間流通に伝わりにくい等の問題を有しており、流通効率化への取組が特に必要となっていることから、物流、商流、情報流において、産地での水揚げから小売店での最終販売に至る最も効率的な供給の流れを構築するため、サプライチェーンマネジメントの水産物流通への適用効果について検討を行うこととし、これに必要な協議会や実証事業等に必要な経費について、財団法人魚価安定基金、全国漁業協同組合連合会等に補助を行った。

3 水産加工業対策

(1) 概 況

水産加工品の生産量（以下使用する数値は、陸上加工のみ）は、原料魚の供給や需要の推移によって左右されるところが大きい。平成15年の水産加工品生産量（生鮮冷凍水産物を除く。）は212万7,000 t で前年並み、生鮮冷凍水産物の生産量は154万8,000 t で、前年に比べ10％（14万4,000 t）減少した。

ア ねり製品

ねり製品の生産量は65万8,300 t で、前年に比べ3％（1万8,300 t）減少した。このうち、かまぼこ類は45万3,400 t、やきちくわは13万7,200 t で、前年に比べそれぞれ4％（1万9,600 t）、3％（4,300 t）減少したが、魚肉ハム・ソーセージ類は6万7,700 t で、前年に比べ9％（5,600 t）増加した。

イ 冷凍食品

冷凍食品の生産量は31万9,600 t で、前年に比べ1％（3,800 t）増加した。このうち、魚介類（切り身、

むきえび等の加工品）は16万2,500 t で、前年に比べ4％（5,700 t）増加したが、水産物調理食品は15万7,000 t で、前年に比べ1％（2,000 t）減少した。

ウ 乾製品

乾製品の生産量は34万6,700 t で、前年に比べ2％（5,600 t）増加した。このうち、煮干し品は8万1,600 t、素干し品は3万3,800 t で、前年に比べそれぞれ1％（1,100 t）、6％（2,200 t）減少したが、塩干品は23万1,400 t で、前年に比べ4％（8,900 t）増加した。

エ 塩蔵品

塩蔵品の生産量は20万8,900 t で、6％（1万2,900 t）減少した。このうち、さけ・ますは9万6,000 t、さばは3万6,600 t、たらこ・すけとうだこは1万3,700 t で、前年に比べそれぞれ7％（6,800 t）、5％（1,800 t）、46％（9,300 t）減少した。

オ くん製品

くん製品の生産量は1万2,800 t で、前年に比べ2％（200 t）増加した。

カ 節製品

節製品の生産量は11万800 t で、前年に比べ5％（5,500 t）減少した。このうち、節類は6万8,700 t、けずり節は4万2,100 t で、前年に比べそれぞれ3％（2,200 t）、7％（3,300 t）減少した。

キ その他の食品加工品

その他の食品加工品の生産量は46万9,800 t で、前年に比べ4％（1万7,800 t）増加した。このうち、調味加工品は31万900 t、水産物漬物は7万6,900 t で、前年に比べそれぞれ7％（2万1,100 t）、1％（800 t）増加したが、塩辛類は3万3,900 t で前年に比べ2％（600 t）減少した。

ク 生鮮冷凍水産物

生鮮冷凍水産物の生産量は154万8,000 t で、前年に比べ10％（14万4,000 t）増加した。このうち、さけ・ます類は15万300 t、いわし類は32万700 t、さば類は20万7,700 t で前年に比べそれぞれ22％（2万6,600 t）、40％（9万1,200 t）、12％（2万1,700 t）増加した。

(2) 主な水産加工業対策

ア 近年の消費者の水産加工品に対する安全・高品質志向の高まり、水産加工品の輸入の増加による輸入加工品との競争の激化、周辺水産資源状態の悪化に伴う原料魚の供給の減少等の状況の下で、高品質化に向けた加工技術の開発及び地域における水産加工業の再生のための技術基盤の強化を図るため、水産物の品質・安全性向上技術の開発や水産物の未利用

部位等からの機能性食品素材製造技術の開発、地域水産物の新規需要開拓のための加工技術の開発などの技術開発課題に重点的に取り組む高品質水産加工品技術開発事業に対し助成した。

イ 最先端の精製技術や酵素発酵等を利用した生物工学的技術を活用して、水産資源（混獲魚介類、廃棄物等）を有効に利用する技術開発を行い、循環型水産業の形成に貢献する「先端技術を活用した水産資源循環型利用技術の開発」に助成した。

ウ 水産物の品質や安全性を確保するための、殺菌技術及び新たな加工技術等について先端の技術を導入して開発し、国民への安全・高品質な水産物の供給を確保するとともに、水産加工流通業の振興に資する「水産加工流通合理化技術の開発」に助成した。

エ 地域水産加工業の事業基盤強化を図るため、再生強化方針策定、再生強化支援を行う「水産加工地域再生強化促進事業」とブランド検討、ブランド確立、ブランド普及を行う「みなとまち水産加工振興事業」に対し助成した。

オ 近年の水産加工業をめぐる厳しい情勢に対応して、近海水産資源を原材料とする水産加工の高度化・差別化の促進と水産加工業の体質強化を図るため、「水産加工業施設改良資金融通臨時措置法」（昭和52年法律第93号）に基づき、水産加工資金（融資枠76億円）の融通を措置した。

カ 近海水産資源を原材料とする水産加工業者の事業強化、経営体質強化や経営の維持・安定等を図るため、水産加工経営改善促進資金（融資枠145億円）の融通を措置した。

4 水産物の需給安定対策

(1) 魚価安定基金造成事業（水産物調整保管事業）

近年における水産物の価格変動に対処し産地及び消費地を通ずる水産物価格の安定を図るため、漁業生産者団体等が、主要水産物の調整保管事業（水揚げが集中して産地価格が低迷した際に漁業生産者団体等がこれを一定価格で買い取り、冷蔵庫等で保管し、価格が上昇した際に放出する事業）を実施した際、買取代金金利、保管料等を助成するために必要な資金を（財）魚価安定基金に造成した。

(2) 水産物流通グローバル化影響調査事業

水産物の適正な価格形成、流通の合理化に資するため、主要な産地及び消費地において、価格、入荷数量等に関する情報を収集し、生産・流通関係者に提供するとともに、水産物貿易統計の作成を実施した。さらに、これらの情報収集・分析のための電子情報ネット

ワークを推進した。事業の委託先は、社団法人漁業情報サービスセンターである。

5 水産物の輸出入

(1) 輸出入の概況

ア 輸 出

15年の水産物総輸出額は、1,353億7,900万円であり、前年に比べ、0.8%減少となった。

輸出額が増加した主な品目は、ほたてがい、さけ・ます等であり、逆に減少した品目は、真珠、貝柱調製品等である（表12）。

また、輸出先別にみると、香港（23%）が最も大きく、次いで米国（20%）、韓国（13%）、中国（9%）、タイ（8%）と続いている。

表12 15年水産物輸出実績

単位：数量はトン、〔 〕 千しのり千枚
金額は百万円、（ ）は千ドル

品 目	数 量	金 額
総 計	[12,925]	135,379
	370,108	(1,174,817)
(1) 真 珠	52	24,289
(真珠及び真珠製品)		(209,461)
(2) ほたて貝	9,402	12,132
(生・冷・凍・塩・干)		(106,184)
(3) まぐろ・かじき類	26,429	7,799
(生・冷・凍)		(66,890)
(4) 貝柱調製品1,748	7,745	
		(68,199)
(5) さけ・ます類	63,899	7,401
(生・冷・凍)		(66,751)

イ 輸 入

15年の水産物の総輸入額は、1兆5,692億1,200万円で、前年より11.0%減少した。

輸入額が増加した品目は、たら卵、えび調製品等で、逆に減少した品目は、えび、うなぎ調製品等である（表13）。

表13 15年水産物輸入実績

単位：数量はトン金額は百万円、（ ）は千ドル

品 目	数 量	金 額
総 計	3,325,494	1,569,212
		(13,573,421)
(1) え び	243,394	248,134
(活・生・冷・凍)		(2,150,191)
(2) まぐろ・かじき類	338,866	222,899
(生・冷・凍)		(1,923,324)
(3) さけ・ます類	215,521	101,600
(生・冷・凍)		(875,160)
(4) か に	106,146	85,380
(活・生・冷・凍)		(745,646)

(5) たら卵 (生・冷・凍・塩・干・燻)	38,564	52,322 (446,886)
--------------------------	--------	---------------------

(2) 水産物の非自由化品目

我が国では、沿岸・沖合漁業の主要対象種等について、無秩序な輸入により国内の漁業生産及び需給に悪影響が生じないように輸入割当制度の対象種としている。昭和35年以降、漸次自由化され、現在の輸入割当品目は次のとおりである。

- ① 活、生鮮、冷蔵、冷凍、乾燥、塩蔵、塩水漬けのさば、あじ、いわし、たら、すけとうだら、にしん、さんま及びぶり、並びにそれらの魚類のフィレ及びその他の魚肉、フィッシュミール。
- ② 煮干し。
- ③ 冷蔵、冷凍、乾燥、塩蔵、塩水漬けのたら卵。
- ④ 活、生鮮、冷蔵、冷凍、乾燥、塩蔵、塩水漬けのほたて貝、貝柱及びいか（もんごういかを除く）。
- ⑤ 食用ののり及びこんぶ、並びにそれらの調製食料品。

表14 15年度補助金等

	(単位：千円)
水産加工残滓高度リサイクル推進事業	10,000
水産物持続的利用推進対策事業	31,793
水産物流通グローバル化影響調査事業	22,355
水産物産地流通加工施設高度化対策事業	1,227,137
うち産地流通機能強化型施設整備事業	213,837
うち環境対策等高度化施設整備事業	574,131
うち無廃棄型水産加工団地基盤整備事業	439,169
高品質水産加工品技術開発事業	26,464
水産加工地域再生強化促進事業	70,000
水産物産地流通機能強化対策事業	95,666
輸出水産物衛生基準等調査事業	17,597
水産物安全・安心推進強化事業	153,071
水産物調整保管事業資金造成費	1,127,000
水産物安定供給推進事業	50,347
水産物サプライチェーン流通パイロット事業	190,000
水産加工経営改善促進資金	26,800
水産加工流通合理化技術の開発	10,000
先端技術を活用した水産資源循環型利用技術の開発	19,864

第 7 節 漁船損害等補償制度

1 概 況

漁船損害等補償制度は、漁船及び漁船積荷につき不慮の事故による損害をてん補するとともに、漁船の運航に伴う損害賠償、費用負担による損害をてん補する

こと等を目的とした制度であり、「漁船損害等補償法」(昭和27年法律第28号)に基づく漁船保険(普通保険、特殊保険)、漁船船主責任保険、漁船乗組船主保険、漁船積荷保険及び任意保険並びに「漁船乗組員給与保険法」(昭和27年法律第212号)に基づく漁船乗組員給与保険から構成される。

これらの保険の元受は漁船保険組合が行っている。そのうち特殊保険及び漁船乗組員給与保険については国が再保険を行い、普通保険、漁船船主責任保険、漁船乗組船主保険、漁船積荷保険及び任意保険については漁船保険中央会が再保険を行い、さらにその一部につき国が再々保険を行っている。

2 漁船保険等事業

(1) 漁 船 保 険

この保険は、漁船につき、滅失、沈没、損傷その他の事故により生じた損害をてん補するものであり、戦乱等によらない事故により生じた損害をてん補する普通保険と、戦乱等による事故により生じた損害をてん補する特殊保険がある。普通保険には、これらの損害のみをてん補する普通損害保険と、これらの損害をてん補するとともに、保険期間が満了した場合に保険金額相当の保険金を支払う満期保険がある。

ア 普通保険

(ア) 普通保険の加入状況

15年度において普通保険に加入した漁船は、21万6,336隻、108万5,656 t である。このうち普通損害保険の加入隻数は21万677隻で、満期保険の加入は(継続分を含む)5,659隻である。

加入隻数を前年度に比べると総隻数では3,918隻減となっており、20 t 未満階層では3,830隻(1.8%)減少し、20 t 以上階層では88隻(4.2%)減少している。トン数階層別に普通保険の構成比を見ると動力漁船では、5 t 未満が87.0%を占めており以下5～9 t 7.5%、10～19 t 4.4%、20～49 t 0.1%、50～99 t 0.2%、100～999 t 0.6%となっており、無動力漁船は0.2%である。

次に14年12月31日現在の在籍漁船数と加入隻数を対比した隻数加入率をみると、加入総隻数では、63.4%の加入率となっており、このうち動力漁船では、5 t 未満は62.6%、5～19 t は87.9%、20～49 t は81.4%、50～99 t は77.0%、100～999 t は83.6%となっており、無動力漁船は4.4%であった。

また、保険価額に対する保険金額の割合すなわち付保率は、動力漁船では5 t 未満95.1%、5～9

t 93.0%、10～19 t 95.1%、20～49 t 98.9%、50～99 t 98.9%、100～999 t は90.9%で動力漁船総数では93.9%、無動力漁船では95.1%を示しており、これらの引受保険金総額は1兆2,581億円であって、前年度に比べて415億円の減を示している。

(イ) 保険事故

15年度において保険金を支払った普通保険事故は61,069件、支払保険金額は197億6,836万円であり、前年比6.9%の増となった。

(ロ) 漁具特約の引受及び事故

漁船に属する漁具については、特約がある場合のみ、その属する漁船とともに保険の目的とし得ることとなっており、普通保険においては、漁船とともに全損した場合に限りてん補することとなっている。

15年度において、漁具特約の引受件数（特殊保険を含む）は468件で、保険金額は42億5,807万円であった。

なお、保険金を支払ったものは1件719万円であった。

イ 特殊保険

15年度の保険契約件数は122件で、保険金額は175億3,894万円であり、その内訳は北部漁場121件172億7,394万円、西部漁場0件、南部漁場1件2億6,500万円であった。

なお、保険金の支払いはなかった。

(2) 漁船船主責任保険

この保険は、漁船の所有者又は使用者が、その所有し、若しくは所有権以外の権原に基づき使用する当該漁船の運航に伴って生じた費用で自己が負担しなければならないものを負担し、又は当該漁船の運航に伴って生じた損害につき自己の賠償責任に基づき賠償することによる損害をてん補するものである。

15年度の保険契約隻数は、基本損害213,107隻、乗客損害18,165隻、人命損害10,107隻で、保険金額はそれぞれ16兆1,060億円、6兆4,572億3,000万円、306億2,600万円であり、純保険料額はそれぞれ37億2,530万円、4億8,299万円、4,561万円であった。

なお、保険金を支払ったものは、基本損害2,290件26億4,633万円、乗客損害68件2億2,193万円、人命損害9件1,088万円であった。

(3) 漁船乗組船主保険

この保険は、漁船の所有者又は使用者であって、その所有し、又は所有権以外の権原に基づき使用する当該漁船の乗組員であるものにつき当該漁船の運航に伴

って死亡及び障害の事故が生じた場合に一定の金額を支払うものである。

15年度の保険契約隻数は27,820隻で、保険金額は415億1,150万円であり、純保険料額は5,126万円であった。

なお、保険金を支払ったものは、33件3,575万円であった。

(4) 漁船積荷保険

この保険は、漁船の所有者又は使用者がその所有し、若しくは所有権以外の権原に基づき使用する漁船に積載した漁獲物等に生じた損害をてん補するものである。

15年度の保険契約隻数は905隻で、保険金額は1,068億355万円であり、純保険料額は2億2,135万円であった。

なお、保険金を支払ったものは、13件2億519万円であった。

(5) 任意保険

この保険は、①漁船により漁獲され漁船以外の船舶で漁場から運搬中の漁獲物又はその製品につき、滅失、流失、損傷その他の事故により生じた損害をてん補する転載積荷保険と、②スポーツ又はレクリエーションの用に供する小型の船舶（プレジャーボート）の運航に伴いプレジャーボートの所有者等が負担する賠償責任に基づく賠償等による損害をてん補するプレジャーボート責任保険の2種類がある。

15年度の保険契約隻数は、転載積荷保険105隻、プレジャーボート責任保険9,534隻で、保険金額はそれぞれ65億5,648万円、8,986億6,600万円であり、純保険料額はそれぞれ601万円、8,484万円であった。

なお、保険金を支払ったものは、プレジャーボート責任保険49件870万円であり、転載積荷保険の支払いはなかった。

(6) 漁船乗組員給与保険

この保険は、漁船の乗組員が抑留された場合における給与を保障するため、漁船保険組合が保険事業を行うものである。

15年度の保険契約件数は72件で、その内訳は北部漁場72件、西部漁場0件、南部漁場0件であった。

なお、保険金の支払いはなかった。

3 財 政 措 置

普通保険、漁船船主責任保険及び漁船積荷保険については、一定の条件の下に国庫が純保険料の一部を負担することとなっている。15年度においては、国庫負担額は68億8,842万円であった。

また、漁船保険組合及び漁船保険中央会に対し、事

業実施に必要な経費について 8 億1,286万円の助成を行った。

第 8 節 漁業災害補償制度

1 概 況

漁業災害補償制度は、「漁業災害補償法」(昭和39年法律第158号)に基づき、漁業協同組合等の協同組織を基盤とする漁業共済団体(漁業共済組合及び同連合会)が行う漁業共済事業及び漁業再共済事業並びに政府が行う漁業共済保険事業により、中小漁業者の相互救済の精神を基調として、その営む漁業につき異常の事象又は不慮の事故によって受ける損失を補てんするために必要な給付を行い、中小漁業者の漁業再生産の阻害の防止及び漁業経営の安定に資することを目的とするものである。

近年の我が国水産業を取り巻く情勢は、周辺水域の資源状況の悪化、漁業就業者の減少・高齢化など依然として厳しく、漁業経営は困難な現状におかれており、経営安定に漁業共済の果たす役割はますます重要となっている。

このような中で、15年度の加入状況は、加入件数 56,651件、共済金額3,714億4,511万円、純共済掛金161億1,138万円であった。この加入実績は、前年度実績 3,622億2,329万円に対し2.5%増(92億円増)となった。この内訳は、漁獲共済が前年度比1.6%減(34億円減)、養殖共済が前年度比11.4%増(78億円増)、特定養殖共済が前年度比1.4%増(10億円増)、漁業施設共済(14年10月より、従来の漁具共済から移行)は前年度比119.6%増(38億円増)となっている。

なお、14年度契約分に係る支払状況は、15年3月末現在で支払件数2,271件、支払共済金38億8,655万円であった。

2 漁業共済事業

(1) 漁 獲 共 済

この共済は、漁業者の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額が共済限度額(過去一定年間の漁獲金額を基準として漁業者ごとに定める一定額)に達しない場合の損失について共済金を支払う事業である。

15年度の契約件数は、15,204件と前年度の15,235件に比べわずかに減少し、共済金額では、2,147億2,548万円と前年度2,181億3,765万円に比べ1.6%の減少となった。

なお、14年度契約分に係る支払状況は、15年3月末

現在で支払件数451件、支払共済金23億7,745万円であった。

(2) 養 殖 共 済

この共済は、養殖中の水産動植物が、台風や津波、赤潮等の災害により死亡、流失した等の損害について共済金を支払う事業である。

15年度の契約件数は、5,856件と前年度の6,567件に比べ減少し、共済金額では、765億1,730万円と前年度686億7,906万円に比べ11.4%の増加となった。

なお、14年度契約分に係る支払状況は、15年3月末現在で支払件数1,406件、支払共済金13億4,862万円であった。

(3) 特 定 養 殖 共 済

この共済は、特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産金額が共済限度額(過去一定年間の生産金額を基準として漁業者ごとに定める一定額)に達しない場合で、かつ、その生産数量が一定の数量に達しなかった場合の損失について共済金を支払う事業である。

15年度の契約件数は、7,291件と前年度の6,240件に比べ増加し、共済金額では、732億1,991万円と前年度722億2,659万円に比べ1.4%の増加となった。

なお、14年度契約分については、15年3月末現在で支払いはなかった。

(4) 漁 業 施 設 共 済

この共済は、供用中の養殖施設又は漁具の流失、損壊等の事故による損害について共済金を支払う事業である。

15年度の加入件数は、28,300件と前年度の14,470件に比べ増加し、共済金額では、69億8,243万円と前年度31億8,000万円に比べ119.6%の増加となった。

なお、14年度契約分の支払状況(旧漁具共済含む)は、15年3月末現在で支払件数414件、支払共済金1億6,048万円であった。

3 財 政 措 置

15年度においては、漁業共済の加入者に対する共済掛金についての国庫補助額は71億3,800万円であった。

また、漁業共済組合及び同連合会に対して、事業実施に必要な経費について 6 億6,598万円の助成を行った。

第 9 節 沿岸・沖合漁業

1 沖合底びき網漁業

概要：沖合底びき網漁業は15 t 以上の動力漁船によ

り底びき網を使用し、おおむね北緯25度以北、東経153度以西と東経128度30分（一部128度）の線により囲まれた太平洋、オホーツク海及び日本海で行う漁業である。操業区域は46区分に細分化されており操業は資源保護上及び漁業調整上の厳しい制限のもとに主に自県沖を中心に行われている。

許認可隻数：15年末で432隻であった。

船型：160 t まで4階層に分かれるが新41～新75 t 階層が117隻、新40 t 未満階層が146隻と最も多くなっている。

漁法：かけまわし、トロール及び2そうびきであり、オットロールは北海道周辺及び宮城～千葉までの沖合で操業しており、2そうびきは岩手の一部、太平洋南海区及び島根～福岡で操業している。北海道及びその他の海域においては主としてかけまわしによる操業が行われている。

漁獲量：14年は40万 t で前年に比べ2万 t 増加した。魚種別にはすけとうだら14万 t、ほっけ9万 t、かれい類1万7千 t となっている。

2 小型底びき網漁業

小型底びき網漁業は総トン数15 t 未満の動力漁船により底びき網を使用して営む漁業であり、地先沿岸を漁場とするものから沖合域を漁場とするものまで地域により多様であって、沿岸漁業の中には、釣、延縄とともに代表的な地位を占めている。本漁業は他種沿岸漁業と比較すると、漁獲効率が高く、資源に及ぼす影響が大きい。また、漁場が競合する同業種間、あるいは他種沿岸漁業との間において漁業者同士の紛争が発生する恐れがあるので、漁業調整上の見地から都道府県知事が許可することができる隻数の最高限度を農林水産大臣の告示により定めている。また、海域によっては船舶の総トン数若しくは馬力数の最高限度を定めることができることとなっているほか、漁具漁法についても漁獲効率が高い2そうびき漁法、網口開口板等の使用を農林水産大臣が特に定める海域以外は禁止している。本漁業の15年の許可総枠隻数約2万2千隻である。14年の漁獲量は約46万5千 t で前年に比べ2万 t 増加した。漁獲物はひらめ、かれい類、えび類の中高級魚が多く、生鮮、そう菜物として利用されている。

3 まき網漁業

総トン数40トン（北海道恵山岬灯台から青森県尻屋崎燈台に至る直線の中心点を通る正東の線以南、同中心点から尻屋崎燈台に至る直線のうち同中心点から同

直線と青森県の最大高潮時海岸線との最初の交点までの部分、同交点から最大高潮時海岸線を千葉県野島崎燈台正南の線と同海岸線との交点に至る線及び同点正南の線から成る線以東の太平洋の海域にあっては、総トン数15トン）以上の動力漁船によりまき網を使用して行う大中型まき網漁業の16年1月現在の許認可隻数は、219隻であった。

また5トン以上40トン未満（北部太平洋海域においては15トン未満）の中型まき網漁業の大臣枠付隻数は、16年1月現在で516隻となっている。14年におけるまき網漁業の漁獲量は約116万トン（うち大中型まき網漁業約76万トン）で、前年より約10万トンの減となった。これは主にまいわし、さば類の漁獲減によるものである。

4 ずわいがに漁業

日本海及びオホーツク海のずわいがには、主として沖合底びき網漁業、小型機船底びき網漁業及びかご漁業により漁獲されている。このうち、ずわいがにを漁獲目的とする10 t 以上船（小型機船底びき網漁業及び沖合底びき網漁業を除く。）については、大臣承認となっており、沖合底びき網漁業・小型機船底びき網漁業も含めて、ずわいがにの漁獲時期、体長制限等を省令で規制している。15年度の承認隻数は、かご漁船18隻であった。14年のずわいがにの全国漁獲量は約5千 t でほぼ前年同となっている。

5 さんま漁業

さんま漁業を大きく二つに分けると10 t 以上の漁船で千葉県野島崎灯台正東の線以北の太平洋の海域において漁を営む許可漁業（指定漁業）と10 t 未満の小型船で漁を営む知事許可漁業がある。（このうち指定漁業については、平成14年3月31日までは承認漁業であったが、平成14年4月1日から「北太平洋さんま漁業」として指定漁業へ移行した。）

漁法として、指定漁業では棒受網のみであるが、知事許可漁業に関しては、流し網による漁も行っている。

本漁業の漁期は、さんまの回遊が索餌のための北上する魚群及び産卵のための南下魚群が形成される8月から12月と限定されており、さんま漁船の多くがさけ・ます流し網漁業等との兼業船である。指定漁業における操業時期は、8月1日から12月31日までとなっている。

15年度のさんま漁業の大臣許可隻数は228隻で、前年度から1隻減少している。漁獲量については、13年の漁獲量は約26万 t、14年の漁獲量は約20万 t となっ

いる。

6 いかつり漁業

いかつり漁業は、かつて沿岸漁業から沖合漁業へ、さらには海外漁業へと展開してきたが、魚価の低迷等によりいかつり専業船を中心に経営不振が続いている。

いかつり漁業は大きく分けると船舶の総トン数により、その制度的扱いを異にしている。平成14年3月31日までは、総トン数30t以上の動力漁船によりいかつり漁業を営む場合は農林水産大臣の承認を必要とし、30t以上139t未満の漁船によるものを「中型いか釣り漁業」、139t以上の漁船によるものを通称「大型いか釣り漁業」と称し操業海域等を区分していた。

承認漁業だったいかつり漁業は、平成14年4月1日に指定漁業化され、平成14年8月1日の指定漁業の許可等の一斉更新時には、それまでの操業海域を変更することなく「中型いか釣り漁業」の総トン数の上限のみを139t未満から185t未満へ変更した。これにより、「中型いか釣り漁業」と「大型いか釣り漁業」の総トン数による区分が一部重複することとなったが、それぞれの操業海域が異なっていることで区分していくこととなった。

一方、30t未満の漁船については、農林水産大臣の承認を必要としないが、それぞれの都道府県の事情に即した知事許可等の取り扱いが行われている。

なお、するめいかを目的とする5t以上30t未満船については、平成10年から農林水産大臣の届出漁業となっている。

15年度の許可隻数は大型いかつり漁業が69隻、中型いかつり漁業が163隻である。また、5t以上30t未満船の大臣届出漁業は3,809隻である。

7 かじき等流し網漁業

かじき等流し網漁業は大目流し網漁業と称しており、かじき、かつお又はまぐろをとることを目的とした漁業である。三陸沖を中心に古くから行われ基本的には自由漁業となっていたが、国際環境の変化により元年8月届出漁業とした。さらに、公海における操業は、3年の第46回国連総会の決議により4年12月末をもって停止となった。我が国200海里においては、公海域からの転換等により届出海域における漁獲努力量が増加する恐れがあるので、5年4月より、知事許可又は海区承認による規制が行われている海域以外は操業禁止区域となった。本漁業の14年の漁獲量は約5千5百tであった。

8 遊漁・海面利用

近年の海に対する国民の関心の高まりの中で、海洋性レクリエーション人口の増加、行動範囲の広域化に伴い、漁業との間で海面の利用をめぐるトラブルが発生している。このため、漁業と海洋性レクリエーションにおけるトラブルを防止し、円滑な海面利用関係を確保するため、関係者による話し合いの場を設け、相互理解を促進し、必要に応じ関係者の協議に基づく海面利用ルール策定やルール・マナーの周知を図る講習会の実施等を行う海洋性レクリエーション活動円滑化対策事業を実施した。

遊漁船業については、遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成14年法律第76号、以下「新法」という。）が第154国会において成立し、平成14年に公布され、4月1日から施行された。なお、改正前の遊漁船業の適正化に関する法律の規定による届出をして新法に規定する遊漁船業を営んでいる者は、9月30日までは新法の規定に基づく登録を受けなくとも引き続き当該事業を営むことができるとする経過措置期間が設定されていたことから、政府公報等の枠組みを活用して、国民に制度改正の内容を周知するための取組を実施したことに加え、遊漁船業者の経過措置期間内における確実な登録についての周知の徹底を図った。

また、遊漁船業者等に対し、安全運航、遊漁船利用者の安全管理及び適正な漁場利用の啓発を行うとともに、遊漁船の利用者を含む遊漁者に対し、釣りのマナー等を指導する釣り指導員の育成や水産資源・漁場環境保護意識の啓発を行う遊漁船業等育成推進事業を実施した。

このほか、港湾における遊漁船を活用した地域活性化方策として、遊漁船業者が遊漁案内以外にも多目的活用を行っている事例調査及び円滑な海面利用関係の構築に資する課題の整理を目的とした、漁業と遊漁以外の海洋性レクリエーション活動の実態や漁業とのトラブルの実態把握に関する調査を実施した。

9 我が国200海里内における漁業取締り

(1) 外国漁船の取締り

平成11年1月の新日韓漁業協定、平成12年6月の新日中漁業協定の発効に伴い、ロシア漁船と合わせ約3千隻もの外国漁船が我が国の許可を受けて、我が国200海里内で操業を行うこととなった。水産庁ではこれら外国漁船による違反操業の未然防止のための立入検査を実施するとともに、違反及び無許可外国漁船の拿捕、

違法設置漁具の押収等の漁業取締りを実施しており、特に外国漁船による違反が頻発している九州・山陰周辺などの海域については、漁業取締船、漁業取締航空機を重点的に配備している。

これら漁業取締りにより拿捕した違反漁船に対しては、司法処分を科すとともに、行政処分として許可の停止や取消しの処分を実施しており、平成15年における拿捕件数は35隻（韓国漁船23隻、中国漁船12隻、前年38隻）であった。

また、平成15年における外国漁船による違法漁具の押収量は、刺網・延縄が約639km（前年約431km）、籠漁具が17,675個（前年4,025個）に達した。

(2) 沿岸・沖合等漁業の取締り

水産庁における、我が国の沿岸・沖合等漁業に関する取締りは、主として指定漁業、承認漁業等に対して行っているが、併せて都道府県の知事許可の沿岸漁業に対しても指導・取締りを行っている。

また、検挙した違反漁船に対しては、司法処分が科されるとともに停泊処分や船長等の乗組み禁止処分などの行政処分を実施しており、平成15年における検挙件数は14隻（大中型まき網漁業3隻、小型機船底びき網漁業8隻、その他漁業3隻、前年29隻）であった。

(3) 漁業取締体制の強化

水産庁では、我が国200海里内における漁業指導・取締りのため、漁業取締船（官船5隻、用船29隻）、漁業取締航空機（チャーター機4機）を配備して取締りに当たっているところである。

しかし、外国漁船による違法操業が増加するとともに、違反を発見されると逃走したり追跡の妨害や体当たりをする悪質な漁船が増えており、これら違反漁船による違法な漁獲や漁具の残置・流失により我が国の水産資源や漁場環境の悪化が懸念されている。

このため、違反漁船に対する取締捜査能力の向上を図るため、漁具・漁獲物の回収船や新型取締船への移行を計画的に実施し、実効ある取締体制の構築を図ることとしている。

第10節 遠洋・北洋漁業

1 さけ・ます漁業

15年度のさけ・ます漁業については、日ロ漁業合同委員会第19回会議及び民間協議の結果を受け、日本200海里内において4,100 tの漁獲限度量及びロシア200海里内において5,770 tの漁獲割当量となった。

(1) 中型さけ・ます流し網漁業

ア 太平洋海域

太平洋中型さけ・ます流し網漁業は、4年度からの公海操業の停止を受け、ロシア200海里内のみの操業となっている。15年度の漁獲割当量は4,120 tで、19隻が6月7日から7月31日まで操業し、漁獲実績は4,021 tであった。

イ 日本海海域

日本200海里内において650 tの漁獲限度量で4月1日から6月24日まで10隻が操業を行い、漁獲実績は610 tであった。

(2) 太平洋小型さけ・ます流し網漁業

91隻（10 t未満）が、日本200海里内において3,450 tの漁獲限度量で、4月21日から7月7日まで操業を行い、漁獲実績は3,074 tであった。また、19 t型の15隻がロシア200海里内において1,650 tの割当量を受け、6月8日から7月22日まで操業し漁獲実績は1,640 tであった。

2 捕 鯨 業

(1) 商業捕鯨の中断

昭和57年、国際捕鯨委員会（IWC）は第34回年次会議において、1990年までに鯨類資源状態の見直し（包括的評価）を行うとの条件付きで商業捕鯨の全面一時停止（モラトリアム）を決定した。これに対し我が国は条約の規定に基づき異議申し立てを行ったが、米国は日本が商業捕鯨を継続すれば、米国200海里内での対日漁獲割当てを削減すると主張したため、やむを得ざる措置として日米取決めを結び、商業捕鯨は1988年より一旦中断した。

(2) 包括的評価とモラトリアムの見直し

従来から検討されていた鯨資源の改訂管理方式がIWC 科学委員会により、1992年に完成され、南氷洋ミンク鯨資源については、100年間の捕獲許容水準が20万頭であることが算出された。しかし、1994年、新たな監視取締制度（RMS）の完成が商業捕鯨再開の前提との決議案が採択されたものの、反捕鯨国による遅延策等のため、RMSの完成が遅れ、モラトリアムの見直しは依然として先送りとなっている。

(3) 鯨類捕獲調査

我が国は商業捕鯨再開に向けて鯨類資源に関する種々の調査を行っているが、この一環として南氷洋ミンククジラの生物学的情報収集を主目的とした捕獲調査を1987年から実施している。

また、1994年度から北西太平洋におけるミンククジラの系統群解明を目的とした北西太平洋鯨類捕獲調査

(JARPN)を開始した。2000年からは増加している鯨類による水産資源の大量捕食が漁業に与える影響を解明することを主目的とした。第2期北西太平洋鯨類捕獲調査(JARPN II)を開始した。現在の捕獲対象種は沖合域でのミンククジラ、イワシクジラ、ニタリクジラ及びマッコウクジラ、沿岸域でミンククジラとして

(4) 沿岸小型捕鯨

我が国の沿岸小型捕鯨は、従来ミンククジラを主対象とした操業を行っていたが、モラトリウム決定のため現在はIWC規制対象外鯨種（つち鯨、ごんどう鯨等）のみを捕獲している。この沿岸小型捕鯨は、米国、デンマーク等の国で行われている原住民生存捕鯨（文化的、伝統的重要性からモラトリウム下であっても捕鯨が認められている）と同様の文化的・社会経済的な性格を有しており、これらの地域に対してミンク鯨及びニタリクジラの商業捕鯨捕獲枠を与えるようIWCに要求しているところである。

3 かつお・まぐろ漁業

(1) 概 況

総トン数10t以上の漁船によって営まれる本漁業は、その漁船の規模により近海かつお・まぐろ漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業に分けられる。これらは、指定漁業となっており、漁業を営もうとするときは農林水産大臣の許可を受けなければならない。

これらの許認可船の隻数は、平成15年8月1日現在総数1,148隻となっている。

また、52年以降の200海里設定によりすでに20数年が経過したが、沿岸国の中に新規に入漁を認めようとする国もあり、我が国は積極的に優良漁場の確保に努めてきている。しかしながら、既存漁場の入漁協定においては毎年入漁条件が厳しくなる一方、便宜置籍船等によるIUU（違法、無報告、無規制）漁業や台湾などのまき網漁船の勢力拡大による資源状況の悪化等、本漁業をめぐる環境はますます厳しくなる傾向にある。

一方、経営面では、バブル経済崩壊後の経済低迷、輸入製品との競合による魚価低迷により、多くの経営体で赤字となっており、累積債務も大きなものとなっている。

表15 かつお・まぐろ漁業

(1) かつお・まぐろ漁業許認可隻数

(15年8月1日現在)

遠洋かつお・まぐろ漁業	622隻
近海かつお・まぐろ漁業	526隻
合 計	1,148隻

(2) かつお・まぐろ漁業の漁獲量

(15年、概数、かつこ内は前年)

まぐろはえなわ漁業	207千t	(214千t)
かつお一本釣り漁業	159千t	(145千t)
合 計	366千t	(359千t)

(2) かつお・まぐろ漁業の振興

かつお・まぐろ漁業の振興を図るため、新技術開発事業による省力化機器等の開発や標準船型により建造コストを削減したリース用漁船の導入を進める。また、漁業経営の改善を図るため、「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法」に基づく漁業経営改善制度により、公庫の長期低利の資金の融通を図るとともに、漁業経営改善支援資金等の制度資金を融通している。さらに、同法に基づく再建計画制度及び整備計画制度により、経営の悪化した漁業者の金利負担を軽減するため、漁業経営維持安定資金等の融通を行っている。

4 遠洋底びき網漁業

遠洋底びき網漁業の平成15年8月1日現在の許認可隻数は65隻となっている。

(1) 北 方 漁 場

ロシア200海里水域においては、政府間交渉により、スケトウダラを主対象とした漁獲割当を確保し、操業を行っている。

また、天皇海山水域では、キンメダイ他を漁獲対象とした操業を行っている。

(2) 南 方 漁 場

南方漁場においては、ニュー・ジーランド水域、北西大西洋(NAFO)水域、南極(CCAMLR)水域等で操業を行っている。

ニュー・ジーランド水域での主対象魚種はホキ、南タラである。

北西大西洋(NAFO)水域での主対象魚種はカラスガレイ、アカウオである。

また、南極(CCAMLR)水域ではナンキョクオキアミを対象として操業を行っている。

多くの外国200海里水域内については、単純入漁方式による入漁が困難になったことから、形式用船方式等により操業を行っているが、現地法人化等により外国船籍漁船による操業（我が国国内法の枠外）を行っている企業も少なくない。

5 海外いかつり漁業

海外いか釣り漁業（大型いか釣り漁業）は、昭和44年にそれまでの自由漁業から大臣承認漁業へ移行され

た。承認隻数は当初200隻を超えていたが、昭和57年から58年にかけてのいか流し網漁業への転換及び経営不振による廃業等により減少が続き、指定漁業となった平成14年8月の許可の一斉更新時で許認可隻数79隻、平成15年においてもほぼ前年同数の80隻となっており、そのほとんどが専業船である。

主な操業水域は、南西大西洋水域（アルゼンチン水域、フォークランド水域。）、ペルー沖水域、ニュージーランド水域及び北太平洋水域（日本、ロシア水域及び公海。）、であり、これらの水域を組み合わせることにより周年操業を確保している。

生産状況は、最盛期には、10万トンから20万トン、金額で180億円から240億円の漁獲を行ったが、近年では、平成12年の18万トンをピークに毎年減少を続け、平成14年には9万トンで90億円、平成15年は5万トン弱で60億円と著しい減少を示している。

(1) 南西大西洋水域（アルゼンチンマツイカ）

当該水域は、イカの好漁場であり、アルゼンチン200海里内、フォークランド諸島150海里内及びその周辺公海で操業を行っており、我が国の海外いか釣り漁業にとって最大の漁場となっている。

ア アルゼンチン水域

当該水域は広い大陸棚を持ち、漁場価値の高い漁場であり、昭和60年から操業を行ってきたが、年々入漁料が嵩上げされ厳しい状況にあった。更に、アルゼンチン政府による漁業自国化政策によって外国籍漁船の200海里内操業は原則として禁止されたが、いか釣り漁業については例外的に大統領令により平成13年までチャーター方式による操業が認められてきた。また、平成14年からは、外国籍漁船の操業を排除した雇船方式が採用され、日本漁船は現地企業との用船契約に基づき操業を行っている。（平成15年の操業隻数は14隻）

また当該水域は、平成14年以降、資源減少が著しく、平成15年における1隻当たりの漁獲量は平年に比べ半減している。

イ フォークランド水域

当該水域は、自治政府の定める操業条件に基づき、現地代理店を通じて、安定的に操業許可が取得でき、昭和61年から操業を行っているが、アルゼンチンマツイカの生息域の外縁に当たることから、漁獲が年によって激しく変動する。

特に、平成14年からは大不漁に見舞われ、漁期を半月残して禁漁措置が取られ、前年の4分の1の漁獲量となった。平成15年も漁獲は低水準に推移している。

(2) ペルー沖水域（アメリカオオアカイカ）

当該水域での操業は、平成3年から操業が開始されたが、エルニーニョ現象の影響により、平成10年以降は資源状態が悪化したため入漁を見合わせたが、平成12年から資源の回復に伴い操業を開始した。近年、資源水準は安定的に推移している。

また、近年、南西大西洋水域での操業が不安定であることから、その代替漁場として当該水域の重要性が増しており、安定的な入漁条件を確保するため、二国間漁業協定の締結に向けた漁業協議を行っている。

(3) ニュージーランド水域（ニュージーランドスルメイカ）

当該水域は、昭和40年代後半に漁場が開発され、最盛期には150隻を超えて操業されていたが、200海里設定以降、操業条件が厳しくなったこと及び資源の減少により、年々入漁隻数が減少し、平成14年には入漁する船は無かった。

しかし、平成15年には1隻が出漁し、約1千トンを出漁したため、資源回復の期待が持たれている。

(4) 北太平洋水域（アカイカ、スルメイカ）

近年の漁獲状況は概して思わしくなく、操業隻数も少ない状況にあるが、南西大西洋及びニュージーランド等の主要漁場が不安定であること、漁獲物の商品価値が高いこと、他の漁場と比較して距離が近いことから、潜在的に重要な漁場であり、今後、再び注目を集めることが予測される。

6 国際漁業再編対策事業

(1) 事業の趣旨

我が国国際漁業をめぐる情勢が一段と厳しさを増している中で、現在の国際社会における我が国の立場を考えた場合、資源状態等に関する科学的根拠や漁獲実績をもとにした外交交渉によっても、我が国の国際漁業の存在を確保することが必ずしも可能な状況ではなく、漁業種類によって縮減やむなしとの判断をせざるを得ない局面が増加することが予想される。

この場合に重要なことは、漁業者のみならず、関係事業者及び従事者に影響の大きい減船をできる限り混乱なく進めることである。

このため、従来においては、漁獲割当を削減され、出漁できないという状態に至ってから余儀なくされていた減船について、新たに、国際的な情勢を基礎として計画的に実施するとともに、これに伴う所要の対策を総合的に講ずる仕組み（図1）を設けることにより、国際的漁業の再編対策を円滑かつ計画的に進めることとし、このことについて元年12月22日の閣議了解を行

った。

(2) 事業の概要

ア 特定漁業再編整備対策

漁船の隻数の縮減を実施するための、減船漁業者への交付金の交付等を行う。

イ 減船漁業者および水産加工業者、資材供給漁業者等関連事業者の事業転換等対策

水産加工資金の融通、中小企業体質強化資金助成制度のうち事業転換等貸付等の活用により、新たな経済的環境の円滑な適応の確保に努める。

ウ 漁業離職者の雇用対策

減船の実施に伴い、特定漁業からの離職を余儀なくされたものについて、その実態に即応しつつ必要に応じ、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（昭和52年法律第94号）に基づく措置等を通じ、再就職の促進に努める。

(3) 事業の実績

これまで元年度においては北洋はえなわ・さし網漁業及び東部ベーリングつぶ漁業、2年度においては北洋さけ・ます漁業、3年度においては北洋さけ・ます漁業及び北方底びき網漁業、4年度においては北洋さけ・ます漁業、北方底びき網漁業及び公海流し網漁業、5年度においては北方底びき網漁業、公海流し網漁業、6年度においては、公海流し網漁業について引き続き本事業を行い、7～9年度においては、実績はなかったが、10年度において遠洋まぐろはえなわ漁業について本事業を行った。

第11節 国際漁業交渉

1 海洋法に関する国際連合条約の動向

1982年に採択された新たな海洋秩序を構築する「海洋法に関する国際連合条約」は、1994年11月16日に発効した。

我が国についても、1996年7月20日に同条約が効力を生じた。また、「排他的経済水域及び大陸棚に関する法律」、「排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律」、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」、「水産資源保護法の一部を改正する法律」等の同条約関連法案も同日より施行された。

2 二 国 間 交 渉

(1) 日ロ漁業委員会第20回会議

2004年の日ロ双方の漁船の相手国200海里水域にお

ける操業条件について協議する日ロ漁業委員会第20回会議が、2003年12月5日から12月17日まで東京において開催された。

(協議の経過)

日ロ漁業委員会第20回会議は、日本側からは中前明水産庁資源管理部審議官ほか、ロシア側からはシャギレフロシア連邦漁業国家委員会科学教育局長ほかが出席した。協議の中でロシア側は、①ロシア水域における日本漁船による漁獲割当量の消化率が低いことから、漁獲割当量を削減すべきである、②日本漁船の隻数は多すぎ、また日本側の許可申請の件数は許可隻数枠に達していないことから、許可隻数枠を削減すべきである等の主張を行ってきた。

このようなロシア側の主張に対し、日本側は国内漁業者の現状を説明し、双方の妥結点を見いだすことを目指した。特に相互性に基づく操業については、昨年同様、日本側から機材供与等の協力を行う意向を表明し、協議を重ねた結果、次のとおりの内容で合意に至った。

(合意の内容)

ア ロシア水域における日本漁船の操業条件

(ア) 相互性入漁

a 漁獲割当量は55,383トン（前年は54,300トン）。

b 日本側（民間団体）からロシア側に対し専門家の研修及び機材の供与を含む協力事業を実施。

(イ) 有償操業

a 漁獲割当量は6,473トン（前年は6,453トン）。

b 日本側（民間団体）はロシア側に2.45億円を支払う。

(ウ) 共通事項

許可隻数枠は相互性、有償併せて600隻。

イ 日本水域におけるロシア漁船の操業条件

(ア) 漁獲割当量は55,383トン（前年54,300トン）。

(イ) 許可隻数枠は110隻（前年120隻）。

ウ 寄港

補給及び乗務員の休養のため、前年と同様の条件で双方とも1港に限り寄港を認める。

エ 民間協力関係

両国の企業及び組織間での漁業分野における協力の促進について、双方とも関心を有している旨を確認。

(2) 日ロ漁業合同委員会第20回会議

日ロ漁業合同委員会第20回会議が2004年3月22日から4月1日までの間、東京において開催された。

本委員会においては、当面する漁期におけるロシアを母川国とする溯河性魚類（さけ・ます）の日本による漁獲の条件が決定されるとともに、北西太平洋の公海における生物資源の保存及び管理の問題、日ロ両国の団体及び企業の間の漁業分野における協力関係等につき広く意見交換が行われた。

（協議の概要）

日ロ漁業合同委員会第20回会議は、日本側から条知文水産庁資源管理部審議官ほか、ロシア側からはマエコドフ連邦漁業国家委員会副議長ほかが出席した。

まず、日本漁船による我が国200海里内でのロシア系さけ・ますの漁獲に関して、ロシア側は当初、しろぎの資源状況が依然として低迷していること、また、さけ・ます資源の保存及び再生産にかかるコストが必要であることから、協力費の前年並の水準維持を強く主張してきた。しかしながら、科学者間の協議を含め、双方が検討を重ねた結果、最終的に次のとおりの内容で妥結した。

- 2003年に日本漁船が日本200海里内で漁獲するロシア系さけ・ますの上限量を3,660トンとする（前年4,100トン）。
- 日本200海里内を回遊するロシア系さけ・ますの保存への協力の一環として、日本側（民間団体）はロシア側に対して4.88億円を下限とし、5.48億円を上限とする額に相当する機械及び設備をさけ・ます再生産のためロシア側に供与する。協力費の額は漁獲実績に応じて決定される（前年5.45億円～6.15億円、支払い方法前年同。）。

次にロシア200海里水域における日本漁船のさけ・ます操業に関して、ロシア側は有償その他相互に受け入れ可能な条件の下で、日本の関係団体に対して11,000tのさけ・ますの漁獲量を提供する用意がある旨を表明し、具体的な操業条件については、協議終了後に開催されるロシア政府と日本の民間団体との間の協議により決定されることとなった。

このほかの議題として、①ベーリング公海漁業問題については、「中央ベーリング海におけるすけとうだら資源の保存及び管理に関する条約」の諸規定の適切な運用を図ることが重要であることで一致し、②オホーツク公海については、すけとうだら資源の問題にかかる日ロ間の協力の有効性が確認されるとともに、日本漁船が行っているカラスGREY操業の継続が確認された。また、③漁業の分野における両国の民間ベースでの協力については当該協力を今後とも互恵的な形で発展させていくことで一致し、④2004年の漁業の分野における両国政府間の科学技術協力計画が採択される

等、幅広い議論が行われた。また、次回会議については2005年の3月にモスクワで開催されることとなった。

（3）日韓漁業協定の発効

平成10年9月25日、日本海及び済州島南部水域での暫定水域の設定、すけそうだら、ずわいがに、その他の漁獲量の取扱い等に関して基本合意に達し、11月28日に鹿児島で署名が、12月11日に我が国国会で、翌年1月6日に韓国の国会で協定が承認された。

他方、基本合意後において双方の排他的経済水域における操業条件、漁獲割当量や暫定水域での資源管理等について協議が続けられたものの、特に韓国のズワイガニを目的とする底刺し網漁業、かご漁業の扱いを巡って韓国側と日本側との意見が対立した。このため1999年（平成11年）1月22日、協定は発効したものの、双方の排他的経済水域での相手国漁船の操業は行えない状況となったが、2月5日、日韓双方の相手国水域での操業条件についての合意が得られ、2月22日から相手国水域での相互操業が行われた。

その後、年毎に自国排他的経済水域に入漁する相手国漁船の操業条件について協議が行われ、平成16年の操業条件については、双方とも大幅な削減を行い、入漁隻数は1,098隻、総漁獲割当量は70,000tと日韓等量であり、対前年比では、入漁隻数134隻減、総漁獲割当量10,000t減となった。

特に、対馬以東海域（東経130度以東）の韓国はえ縄漁業については、ジグザク操業の禁止、操業禁止期間の拡大、漁獲割当量及び隻数の減少を行い、操業条件を強化した。

また、海洋生物資源専門家小委員会の設置要領を決定し、2004年9月までに同小委員会の定期会合を開催することとした。

平成16年の操業条件等は平成15年12月24日にソウルにおいて行われた第6回日韓漁業共同委員会で日韓両国政府に勧告または了承された。

現在、双方の排他的経済水域での操業については、国連海洋法条約の趣旨に沿って新たな漁業秩序が定着しつつあるが、暫定水域内については、有効な資源管理措置が確立されておらず大きな懸案事項となっている。

（4）日中漁業協定

日中間においては、国連海洋法条約の趣旨に則した新たな協定を、2000年2月に北京で開催された大臣級協議により、2000年6月1日に発効することで意見の一致を見た。それに伴い、2000年4月から相手国入漁のための操業条件等の決定のために3回の部長・副局

長協議を開催し、2000年5月18日に2000年漁期の操業条件について合意し、2000年6月1日に新協定が発効した。

日中漁業協定に基づき、日中漁業共同委員会において、排他的経済水域に入漁する相手国漁船の操業条件について両国へ勧告されているほか、暫定措置水域における資源管理措置、日中海洋生物資源専門家小委員会の設置が決定されている。

2004年漁期の相手国入漁のための操業条件は、2004年12月19日に北京で開催した共同委員会において、中国いか釣り漁船の隻数・割当量を14%削減し、北太平洋で200隻、32,919tとすること等を内容とする2004年漁期の操業条件が日中両国政府に勧告された。

また、本共同委員会では、日中海洋生物資源専門家小委員会において当面暫定措置水域を主体とする水域でタチウオ、サバ類の資源状況を分析することについても合意された。

現在、双方の排他的経済水域での操業は概ね円滑に行われており、国連海洋法条約の趣旨に沿って新たな漁業秩序が定着しつつあるが、東シナ海の資源状況は総じて悪化していることから、暫定措置水域等について適正な資源管理が行えるよう協議を継続する必要がある。

(5) 日米漁業協議

米国200海里内において、我が国漁業の枠組みとなっていた日米漁業協定については、1991年末に期限が満了し、同水域における対日漁獲割当量、洋上買魚ともゼロとなったことから、延長を行わなかった。

しかしながら、水産分野における日米の意見交換は重要であるとして、同協定の失効後、種々の漁業問題を討議するために定期的な実務者漁業協議の場として日米漁業委員会が設立され、1992年1月東京において第1回協議が行われ、その後、同委員会は毎年1回開催されてきたが、2000年8月、米国は、我が国が北西太平洋における調査捕鯨を拡大したこと（対象にニタリ鯨、マッコウ鯨を追加）に強い懸念を示して同年9月に予定されていた日米漁業協議委員会の開催の取りやめを通知したことから、これ以降、同委員会の開催が中断された。

しかしながら、近年の漁業問題の深刻化により、双方の合意で、2003年の第8回協議から再開された。第9回協議は2004年1月に東京で行われ、まぐろ資源、WTO及びIWCにおける課題等両国の関心を有する国際的な漁業問題について意見交換が行われた。

(6) 日加漁業協議

トロール漁業については1999年以降、まぐろ延縄漁

業については2000年以降、カナダ水域への入漁は認められていない。

2001年以降については、協議開催前にカナダ側よりトロール漁業及びまぐろ延縄漁業についての我が国の入漁を認めない旨の通知があり、協議は行われていない。

(7) 日・ニュージーランド漁業交渉

1978年9月に発効した日・ニュージーランド漁業協定に基づき、毎年、我が国漁船のニュージーランド水域における操業条件が決定されてきていた。96/97漁期より、我が方と先方の入漁条件が折り合わず、我が国漁船の操業が行われなくなったことから、NZ側は協定を不必要とし、97年9月をもって協定は失効した。

(8) 日・パプアニューギニア漁業交渉

1981年1月に締結された日・パプアニューギニア漁業取極により、従来、我が国まぐろ漁船が入漁していたが、86年12月、パプアニューギニア側が従来の入漁料より2倍以上の値上げを要求、このため交渉は決裂し、協定も87年3月をもって失効した。

(9) 日・キリバス漁業交渉

1978年10月に発効した日・ギルバート諸島政府間漁業協定（キリバスの独立は79年7月12日）に基づき、まぐろ延縄・かつお一本釣を対象とする入漁協定が78年10月に発効した。入漁協定はその後、操業条件をめぐり4度にわたり決裂中断があったが（81年7月－10月、82年11月－83年8月、93年8月－9月、97年6月－9月）、99年10月に現在の協定が発効した後は安定的な入漁関係が維持されている。入漁料は水揚げ金額の5%であり、航海毎に支払う方式が採られている（03年9月の一航海あたりの入漁料は、まぐろ延縄が100トン未満約196万円、100t以上174万円、かつお一本釣りが約26万円）。また、まき網漁船については入漁協定が93年9月に発効し、その後毎年延長されてきている。03年の入漁料は、頭金が年間200万円。漁獲金額の5%がこれを超えた場合、差額を支払うこととなっている。

(10) 日・ソロモン漁業交渉

1978年9月に発効した日・ソロモン諸島政府間漁業協定に基づき、まぐろ延縄・かつお一本釣を対象とする入漁協定が78年10月に発効した。入漁協定はその後、操業条件をめぐり2度にわたり決裂中断があったが（82年10月－83年1月、99年1月－00年9月）、00年10月に現在の協定が発効した後は安定的な入漁関係が維持されている。入漁料は水揚げ金額の5%であり、航海毎に支払う方式が採られている（03年9月の一航海あたり入漁料は、まぐろ延縄100t未満94万円、100t以上165万円、かつお一本釣約95万円）。また、まき

網漁船については、入漁協定が00年10月に発効し、現在に至っている。03年の入漁料は、頭金が年間100万円。漁獲金額の5%がこれを超えた場合、差額を支払うこととなっている。

(11) 日・豪漁業交渉

1979年11月に発効した日・豪漁業協定に基づき、毎年「日本国のまぐろ延縄漁業に関する日本国政府とオーストラリア政府の間の補足協定」が締結され、これに基づく入漁が行われていた。しかしながら、オーストラリア側は「みなみまぐろ保存委員会」で国別割当が決定できない場合、日豪漁業協議を行わないという立場をとり、97年度のみなみまぐろ保存委員会で資源評価をめぐる意見の対立から国別割当が決定できなかったため、我が方がみなみまぐろ保存委員会と日豪漁業協定とは本来リンクされるべきではないとの主張したにもかかわらず、97年度以降日豪漁業協議は行われていない。その結果、現在豪州水域への入漁は行われていない。

(12) 日・フランス漁業交渉

1979年7月に発効した日・フランス漁業取極に基づき、我が国まぐろ漁船がフランスの海外領土水域へ入漁してきたが、2001年2月をもって入漁は途絶えている。この原因は、入漁料の支払方法が一括前払い方式となっていること、さらに現在フランスの海外領土のうち唯一入漁の対象としているニューカレドニア水域には広大な操業禁止水域が設定されているため、我が国業界の関心が薄いことにある。

(13) 日・南アフリカ漁業交渉

南アフリカ水域では、1977年発効した日南ア漁業協定により入漁を継続してきたが、近年南アにおける自国漁業開発の動きが急速に進んだことから、2002年7月、協定の破棄通告が南ア側からなされ6ヵ月後の2003年1月31日に同協定は失効した。

(14) 日・インドネシア漁業交渉

インドネシアは、1980年3月群島基線の外側200海里的経済水域を設定し、81年以降国内法整備ができるまでの暫定措置として、我が国のかつお一本釣り及びまぐろはえなわ82隻に限り許可発給を行っていた。83年10月に同国は、200海里経済水域法を制定し、以降3回にわたり我が国と漁業交渉を行ったが、入漁料等の操業条件が折り合わず、84年以降同国水域から我が国漁船は撤退している。

(15) 日・ミクロネシア連邦漁業交渉

1979年4月にまぐろ延縄、かつお一本釣り、まき網を対象とする入漁協定が発効したが、その後、操業条件をめぐる2度にわたり決裂中断があった（82年1月－

4月、83年8月－84年2月）。現在の協定は97年8月10日に発効し、その後は安定的な入漁関係が維持されている。入漁料は水揚げ金額の5%であり、航海毎に支払う方式が採られている（03年9月の1航海当たり入漁料は、まぐろ延縄20t未満約26万円、20t以上約61万円、かつお一本釣り約67万円まき網約83万円）。また、外地陸揚げを行なうまぐろ延縄は3ヵ月間の期間許可となっている（03年9月の入漁料は、まぐろ延縄20t未満101万円、20t以上約118万円）。

(16) 日・マーシャル諸島漁業交渉

1979年7月、まぐろ延縄、かつお一本釣りを対象とする入漁協定が発効し、その後先方政府からの希望により、日・マーシャル政府間漁業協定が81年4月に発効した。入漁協定は太平洋島嶼国で唯一中断していない。入漁料は水揚げ金額の5%であり、航海毎に支払う方式が採られている（03年9月の1航海当たり入漁料は、まぐろ延縄約237万円、かつお一本釣り約107万円）。また、まき網漁船については、93年9月に入漁協定が発効し、現在まで安定的な入漁関係が維持されている（現行の協定は99年9月に発効）。03年の入漁料は、頭金が年間80万円。漁獲金額の5%がこれを超えた場合、差額を支払うこととなっている。

(17) 日・パラオ漁業交渉

1984年1月にまぐろ延縄、かつお一本釣り、まき網を対象とする入漁協定が発効したが、その後、操業条件をめぐる3度にわたり決裂中断があった（82年10月－12月、86年7月、91年8月－92年1月）。現在の協定は92年2月に発効し、その後は安定的な入漁関係が維持されている。入漁料支払い方式は、年間支払方式若しくは航海毎支払い方式であり、前者の入漁料は水揚げ金額の4%、後者は入漁料の5%となっている（03/04年の操業条件は、まぐろ延縄は20t未満が約32万円（年間許可）、約15万円（航海毎許可）、20t以上が約50万円（年間許可）、約29万円（航海毎許可）、かつお一本釣りは約19万円（年間許可）、約18万円（航海毎許可）、まき網漁船が約97万円（年間許可）、約72万円（航海毎許可）となっている。

(18) 日・ツバル漁業交渉

1986年6月に発効した日・ツバル政府間漁業協定に基づき、まぐろ延縄・かつお一本釣りを対象とする入漁協定が86年6月に発効した。入漁協定はその後、操業条件をめぐる2度にわたり決裂中断があったが（88年6月－90年5月、91年6月－94年1月）、98年3月に現在の協定が発効した後は安定的な入漁関係が維持されている。入漁料は航海毎に一定額を支払う方式が採られている（01年5月より当分の間、まぐろ延縄200t未

満55万円、200 t 以上77万円、かつお一本釣り約90万円)。また、まき網漁船については、入漁協定が98年3月に発効し、現在まで安定的な入漁関係が維持されている(現行の協定は01年3月に発効)。03年の入漁料は、頭金が年間90万円。漁獲金額の5%がこれを超えた場合、差額を支払うこととなっている。

(19) 日・ナウル漁業交渉

1994年7月にまぐろ延縄、かつお一本釣、まき網を対象とする入漁協定が発効し、現在まで安定した入漁関係が維持されている。まぐろ延縄、かつお一本釣りの入漁料は水揚げ金額の5%であり、航海毎に支払う方式が採られている(03/04年の入漁料は、まぐろ延縄100 t 未満約39万円、100 t 以上約47万円、かつお一本釣り約59万円)。また、まき網の03年の入漁料は、頭金が年間100万円。漁獲金額の5%がこれを超えた場合、差額を支払うこととなっている。

(20) 日・フィジー漁業交渉

1998年7月にまぐろ延縄、かつお一本釣、まき網を対象とする入漁協定が発効し、現在まで安定した入漁関係が維持されている。03年の入漁料は、1 航海あたりまぐろ延縄30万円、かつお一本釣り30万円、まき網50万円となっている。

(21) 日・モロッコ漁業交渉

2004年2月に東京において日・モロッコ漁業交渉が開催された。

その結果、操業条件等は、①許可隻数枠10隻②入漁料2,000ドル/隻/年③ライセンス料5,190ドル/隻/年④科学オブザーバー乗船経費入漁3隻以上の場合10,000ドル、2隻以下の場合6,000ドル、0隻の場合支払わない。乗船人数1隻1名(同時最大3名まで)⑤モロッコ人漁船員の雇用は運用により努力目標とする。

(22) 日・ペルー非公式漁業協議

従来から我が国イカ釣り漁業者が入漁をしてきたが、より安定的な枠組みによる入漁を行う観点から、2003年1月より漁業協定締結に向けて政府間で協議を開始した。しかしながら、ペルー側は政権の不安定さもあり、大臣、漁業担当次官がしばしば異動になり、交渉継続すら難しい状況となった。2003年度においては、数回、ペルー側と協議を行い、政府間協定の締結は残念ながら困難となったが、操業条件の緩和は図られた。今後とも、ペルー側とより安定した操業条件を維持すべく、操業枠組み、操業条件及び協力問題に関し、引き続き協議を行っていく予定である。なお、2004年1～3月期の操業条件は、入漁料90ドル/(漁船トン数)・月、転載量25ドルとなっている。

(23) 日・チリ非公式漁業協議

2003年10月に東京において日・チリ非公式漁業協議が開催された。チリ側よりEEZ内のアメリカオアカイカ操業について、害魚駆除のための日本漁船の入漁に関する照会があり、双方で具体的な条件について協議を行った。しかしながら、その後、チリ国内の状況が変わり、新たな外国漁船の操業のための法律案の採択を目指し、チリ政府内で検討することとなった。

3 多 国 間 交 渉

(1) 国際捕鯨委員会 (IWC)

第55回国際捕鯨委員会(IWC)年次会合は、2003年5月24日から6月14日まで科学委員会及び各種作業部会が、また、6月16日から19日にかけて本会議が、ベルリン(ドイツ)において開催された。

主要論点についての概要は以下のとおりである。

ア 総括的評価

IWCの機能を鯨類全面保護の方向に根本的に変質させる保護委員会の設立を求める決議(ベルリン・イニシアティブ)が可決された。

我が国代表団は、国際捕鯨取締条約の目的である鯨類の持続的利用に反するベルリン・イニシアティブの採択を受け、抗議の意志を表明するため、条約の目的にかなう議題以外は原則として出席しない対応をとった。

上記決議は2004年の年次会合までに同委員会を開催することを求めているが、役割、議題、資金などが全く規定されておらず、今後どのような動きを示すか不明。我が国およびノルウェー、アイスランド及びドミニカ等は、同委員会への出席、予算の配分について立場を留保する旨表明した。

改訂管理制度(RMS)に関しては、反捕鯨国がRMSの完成は商業捕鯨モラトリアムの解除を意味しないとの立場をとったため、全く進展が見られなかった。

我が国から、RMSに関する議論を打開するために、RMSの実証試験としてミンク鯨150頭(沿岸小型)及びニタリ鯨150頭(沿岸大型)の捕獲枠を提案したが、反捕鯨国は捕獲枠はIWCが設定すべきなどを理由に反対し、投票の結果否決された。

会議終了後、17ヵ国でベルリン・イニシアティブに反対する共同声明を発表し、事務局に回章するよう求めた。

イ 保護委員会設立決議案(ベルリン・イニシアティブ)

この提案は、鯨類保護のための行動計画を策定す

ること、そのために保護委員会で勧告案を作成し、本委員会に提出することを求めるものである。

我が国等は国際捕鯨取締条約の目的は「鯨類資源の保存・持続利用と捕鯨産業の秩序ある発展」であり、保護のみを目的とする決議案は条約の趣旨に反するものであること、この提案には半数の国が反対しているにもかかわらず採択を強行し、IWCを二極化すべきでない、等を主張し強く反対し、持続的利用の考えを明確に追加すべきである旨主張した。

投票の結果、賛成25、反対20、不参加1で可決された。

この結果を受け、我が国等は、この決議がIWCを鯨類全面保護機関へと変容させるものであるとして遺憾の意を表明するとともに、会合への出席及び財政的支出について立場を留保した。

なお、この投票を受けて、我が国を含む反対国が抗議のために議場を退席した。

ウ 沿岸小型捕鯨ミンク鯨150頭及び沿岸捕鯨ニタリ鯨150頭の要求

我が国より、①沿岸小型捕鯨に対する暫定救済枠の要求が15年間否決されていること、②改訂管理制度(RMS)について、改訂管理方式(RMP)が完成されているにもかかわらず、反捕鯨国が監視取締制度について条約の管轄を逸脱する新規提案を続けるため、未だに合意できないことを踏まえて、地域社会に貢献し、RMSを地域別、資源系統分別に適用し、その効果を実証するものとして、ミンク鯨及びニタリ鯨のそれぞれ150頭の捕獲枠(商業捕鯨枠)を提案した。

持続的利用支持国は、本件を建設的な提案であると評価したが、反捕鯨国はIWCが捕獲枠を設定すべき、RMSの完成を待つべきとの反対意見を表明し、ミンク鯨の提案については賛成19、反対26、棄権1、ニタリ鯨の提案については賛成17、反対27、棄権1で否決された。

エ 鯨類捕獲調査

我が国より、南氷洋捕獲調査(JARPA)及び北西太平洋捕獲調査(JARPN II)についてのパワーポイントを使ったプレゼンテーションを行った。

ドイツ等が提案した、捕獲調査一般の自粛を求める決議案は、投票の結果賛成24、反対21、棄権1で可決された(同様の決議への反対、すなわち我が国への支持としては過去最大の得票)。

豪州等が提案していた、我が国の南氷洋での捕獲調査の中止及びミンク鯨の資源量推定を求める決議案は、投票の結果賛成24、反対20、棄権1で可決さ

れた。

アイスランドが提出した捕獲調査計画については、賛否両論が併記された。なお、アイスランドは調査開始時期については明確にできなかった。

オ 改訂管理制度(RMS)

RMSは捕鯨再開の条件として唯一未完成となっているものであるが、反捕鯨国はRMSが完成しても商業捕鯨モラトリアムの解除を支持しないとの立場をとり、全く進展が見られなかった。小グループを設立し、次回会合に向けて引き続き協議を行うことになったが、我が国はこのままでは永遠に結論が出ないとの強い懸念を表明した。

カ サンクチュアリー

オーストラリア・ニュージーランド提案による南太平洋サンクチュアリー提案については、賛成24、反対17、棄権4、また、ブラジル・アルゼンチン提案の南大西洋サンクチュアリー提案は賛成24、反対19、棄権3となり、いずれも可決に必要な3/4の票を得られず否決された。

キ アイスランド加盟問題

アイスランドのIWC参加について、ニュージーランド、メキシコ、イタリアがこれを認めないとの一方的宣言を行ったのに対し、アイスランドは反論するに値しないと発言。それ以上の議論は行われず、アイスランドの加盟国としての地位については変更はなかった。

ク 財政問題

発展途上加盟国が多くなり、初めて公用語である英語以外の仏・西語通訳の導入を検討する作業部会の設立(アンティグア提案)が全会一致で採択された。

また、途上国の分担金の負担の削減を検討する作業が継続されることが合意された。

ケ 混獲研究に関するワークショップ開催決議

混獲が鯨類に与える影響、その削減の可能性について検討するワークショップの設立を求める決議案がイタリアから提出されていたが、我が国等が混獲はIWCの管轄外である等を主張した結果、コンセンサスが得られないとして撤回された。

コ 次回会合

次回(第56回)年次会合は、2004年7月にイタリアのソレントで開催される。

サ その他

宮城県県の浅野知事が、2003年5月26日に仙台で開催された「第2回全国自治体サミット」で採択された宣言についてのプレゼンテーションを行った。

環境団体が発行する日報（ECO）で、カリブ海諸国、西アフリカ諸国が「日本の犬」と表現されたことに強く抗議した結果、IWCとして初めて全会一致で謝罪を求める意図を表明した。

（2）北太平洋溯河性魚類委員会（NPAFC）

北太平洋におけるサケ・マス資源の保存を目的とした同公海海域におけるサケ・マス漁業の禁止を主たる内容とした「北太平洋における溯河性魚類の系群の保存のための条約」は、1993年（平成5年）2月16日に発効したが、本条約に基づき「北太平洋溯河性魚類委員会（NPAFC）」の年次会議が93年以降毎年開催され、締約国間の取締り協力、サケ・マス資源に関する科学的知見等について協議が行われている。

2002年については、第11回年次会議が米国のホノルルにおいて10月26日から10月31日に開催され、条約加盟国である日本、米国、カナダ、ロシア、韓国（2003年5月加盟）の5か国の他、オブザーバーとしてPICES（北太平洋海洋科学機関）、NASCO（北大西洋サケ類保存機関）が出席した。

主な討議内容としては、各国の取締り及び取締り協力の成果として、2003年において本条約に明らかに違反する公海流し網操業は現認されなかった。なお、取締りに関する協力の推進について、今後更なる検討を継続することになった。

科学的な議論としては、各国のさけ・ます資源に関する調査研究の結果及び計画について報告されたほか、BASIS（ベーリング海・アリューシャン列島さけ類国際調査）の結果レビュー及び来年の計画を中心として、各国サケマス系群の生態解明に向けて有意義な議論が展開された。

次回の第12回会議は、2004年の10月下旬に日本（札幌）において開催されることが決定された。

（3）北西大西洋漁業機関（NAFO）

2003年9月15日から19日、ダートマス（カナダ）において、第25回年次会合が開催された。

魚種別保存管理措置については、カラスガレイの資源回復のための15年計画が採択され、TACは2004年20,000 t、2005年19,000 t、2006年18,500 t、2007年16,000 tと設定された（日本の漁獲枠は、それぞれ1,519 t、1,443 t、1,405 t、1,215 t）。また、併せて漁獲努力量規制、遵守を徹底させるための水揚げ検査の徹底、非加盟国対策の規定が盛り込まれた。

（4）全米熱帯まぐろ類委員会（IATTC）

2003年6月20日から27日、アンティグア（グアテマラ）において、第70回年次会合が開催された。

非加盟国対策として、正規許可船リスト（ポジティ

ブリスト）の実施及びメバチの統計証明制度が採択された。

また、本条約は発効後50年近くが経過し、新しい海洋法秩序の下での機能強化が必要とされ、1998年から改正作業が行われていたが、本会合において、新条約の草案が採択された。

2003年10月6日から7日、サンディエゴ（米国）において、第71回年次会合が開催された。

まき網漁業の規制については、2003年12月1ヵ月間の東部太平洋の特定区域での禁漁及び2004年8月1日から9月11日までの間、東部太平洋全域を禁漁とすることが採択された。

延縄漁業の規制については、2004年の漁獲を2001年の漁獲水準以下に抑制することとなった。

また、2004年1月14日から16日、神戸において混獲作業部会が開催され、混獲に関する決議案及び海亀保存のための3箇年計画案が作成された。

（5）大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）

2003年11月17日から24日、ダブリン（アイルランド）において、第18回大西洋まぐろ類保存国際委員会通常会合が開催された。

魚種別の資源管理措置については、本年資源評価が行われたメバチ及び南大西洋ビンナガについて、昨年までの措置が継続されることとなった。

一方、近年、盛んになってきている地中海のクロマグロ蓄養事業についての懸念が各国から表明され、蓄養場の正規許可制度及びデータ収集を含む勧告が採択された。これにより、登録されていない蓄養場のマグロは取引できないこととなる。

貿易制限措置については、加盟国・非加盟国双方を対象とした導入の基準及び手続を包括的に定める決議が採択されたほか、新たにグルジアからの大西洋メバチの輸入を禁止する勧告が採択された。また、来年1月よりベリーズ及びセント・ヴィンセントに対し、現在とられている措置を解除することが決定された。

また、新事務局長の選出が行われ、代表団長会議による最終選考及び投票の結果、モロッコのメスキ氏が選出された。

（6）南極海洋生物資源保存委員会（CCAMLR）

南極海洋生物資源について利用を含めた保存管理を行っている南極海洋生物資源保存委員会の第22回年次会合が、2003年10月27日から11月7日にかけてオーストリアのホバートにおいて開催された。

主要論点についての概要は、以下のとおりである。

ア IUU 漁船リスト（ブラックリスト）対策

昨年の年次会合において、IUU 漁船リストの作成

及びこれら漁船への貿易関連措置の実施等の手続きを規定した保存管理措置が採択され、今次会合においては、同保存管理措置に従い、事務局が作成したIUU 漁船暫定リストを検討した。同リストには、ロシア船籍漁船3隻が含まれており、オーストラリアを中心として大部分の国がこれを最終リストにも含めるべきとの意見であったが、ロシアが最後までこれを拒否したため、コンセンサスに至らず、これら3隻はリストに含まれなかった。

イ 漁船監視システム（Vessel Monitoring System：VMS）の集中化

2002年に引き続き、オーストラリア・ニュージーランド・米国から VMS 情報の CCAMLR 事務局への集中化に関する提案が出され検討が行われたが、最終段階に至り、アルゼンチンが VMS は各国政府の責任で実施すべきことであると反対し、昨年同様本提案はコンセンサスに至らず採択されなかった。なお、本案否決後、米は自主的ペースで VMS 集中化の試行試験を実施することを提案し了承された。

ウ 漁獲証明制度（Catch Documentation Scheme：CDS）のウェブ化

米国より同制度のウェブ化の実施が提案されたが、時期尚早とされ、現在実施中の試行試験を拡大継続する事で合意された。2000年の一斉調査に基づき第19回の年次会合で合意された措置の継続が了承された。

エ オキアミ関連

2003/04漁期の漁獲量が2002/03漁期に比べ30%増加する見込みであることについて懸念が示されたため、我が方よりオキアミ資源には余裕があり（FAO48海区、予防的漁獲枠4百万tのうち実際の漁獲量は10万t程度）、そのような懸念はあたらない旨反論した。

(7) みなみまぐろ保存委員会（CCSBT）

2003年10月に開催された CCSBT 第10回年次会合は、台湾が CCSBT 拡大委員会（台湾を他のメンバーと対等な立場で正式に議論に参加させる枠組）に正式参加して以来2回目の年次会合となった。

この年次会合では、CCSBT の保存管理措置を遵守することを条件に、ミナママグロを漁獲している非加盟国に対し、一定の漁獲枠を新設することが決議された。また IUU 対策として、全長24m以上の大型漁船に関し、ポジティブリストを適用することが決議された。

また、TAC 及び国別配分については1998年漁期以降合意に至らず自主的管理を行ってきたが、今回の年次会合では2004年漁期の TAC 及び国別配分がコンセ

ンサスにより合意された。

(8) 中部及び西部太平洋における高度回遊性魚種資源の保存管理に関する条約（WCPFC）

我が国周辺水域を含む中西部太平洋水域は、かつお・まぐろ漁業にとって重要漁場（我が国漁獲量約53万トン弱）である一方、当該水域において、これまで適切な資源管理機関が存在していなかったことから、そのような機関を設立すべきとの考えの下、第1回 MHLC（ハイレベル多国間会合：1994年12月）より当該会議に参加してきた。

しかしながら、これまでの MHLC において、我が国等少数の遠洋漁業国の意向を反映しようとせず、不透明な中で交渉が進められた。第7回 MHLC（2000年9月）において、中西部太平洋におけるかつお・まぐろ類資源の保存・管理のための条約（通称：WCPFC）が採択されたが、我が国は、関係国が排除される等条約作成交渉プロセスに問題があり、条約水域、取締制度、意思決定方式、紛争解決手段等条約自体にも問題があることから、韓国とともに反対した（中国、フランス、トンガは棄権）。

その後も我が国の意向を反映させるよう働きかけを続けた結果、2003年10月に開催された第5回準備会合において、我が国の懸念事項であった北委員会の手続き規則の問題に決着がみられ、我が国も批准に向けた準備を開始することとなった。

(9) ベーリング公海漁業問題

「中央ベーリング海におけるすけとうだら資源の保存及び管理に関する条約」（ベーリング公海漁業条約）に基づく第8回年次会議が2003年9月15日から18日までの間、米国（ポーランド）において開催された。年次会議には加盟6か国のうち日本、韓国、ロシア、米国が出席し中国、ポーランドが欠席した。なお、年次会議の期間中の9月16日から18日までの間、科学技術委員会が開催された。

（協議の概要）

ア 科学技術委員会

ベーリング公海を含むアリューシャン海盆スケトウダラ資源については資源量を直接的に推定するためのデータは十分ではなく、条約に定める間接的推定による特定水域（ボゴスロフ水域）の調査結果では、過去最低の19万8千トンであることが米国から報告された。これを基に自然死亡率等を考慮して算出した ABC（生物額的漁獲可能量）は、2,401トンとすることで合意した。

イ 年次会議

2004年におけるベーリング公海における漁獲の再

開の可否については、日本をはじめとする漁業国側はたとえ資源量が少なくとも化学的に根拠があればAHL（漁獲可能水準）を設定すべきであると主張したが、米国の沿岸国側は引き続き漁獲停止の継続を主張したため、合意に至らず、条約の規定に従い2004年において漁獲は行わないことになった。次回年次会議については、日本（釧路）において開催することとなった。

(10) ストラドリング魚種（SS）及び高度回遊性魚種（HMS）に関する国連協定

1992年6月リオ・デ・ジャネイロで開催された「国連環境開発会議（UNCED）」において、ストラドリング・ストック及び高度回遊性魚種資源の保存・管理についての沿岸国の優先的権利の主張がなされた。それに対し、我が国、EC、米国等から「国連海洋法条約」の規定を逸脱して沿岸国側の主張に一方的に偏りすぎているとの主張がなされ、結局、国連主催の政府間協議で検討されることとなり、ニューヨークの国連本部において1993年4月に第1回会合が開催され、1995年8月、第6回会合でコンセンサスにより協定が採択された。

本協定の目的は、国連海洋法条約を効果的に実施し、ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の保存と合理的利用を確保することである。保存管理措置については、EEZ内外での一貫性の確保、地域漁業機関への協力義務、地域漁業機関が定めた措置への当該機関非加盟国の遵守義務等が規定されており、取締りについては、転載の規制、旗国以外の検査官により乗船・検査制度の導入等が規定されている。本協定は、30ヶ国が批准したことから、2001年12月11日に発行した。

なお、中西部太平洋まぐろ類条約が2004年6月に発効し、同年12月に第1回の委員会が開催された。

(11) インド洋まぐろ類委員会（IOTC）

2003年12月に開催された第8回年次会合では、96年の設立以来初めて保存管理措置が採択され、漁獲努力量の凍結のため、全長24m以上の漁船を50隻以上有する国は、総隻数等が制限されることとなった。またIUU漁船がポジティブリストに入り込むことを防止するため、協力的非加盟国としての資格審査の条件を厳しくする決議がなされた。

(12) 南東大西洋漁業機関（SEAFO）条約

1989年に東大西洋生物資源保存条約（ICSEAF）が失効した後、アンゴラから南アフリカにかけての南西アフリカ沖合における底魚管理機関が存在しない状況にあったことから、1997年12月、ナミビア及び南アフリ

カによりSEAFOの設立が提案された。全8回の設立準備会合の結果、2001年4月に条約の採択・署名式会合が行われた。本条約は、1ヵ国以上の沿岸国を含んだ3ヵ国の批准の60日後に発効することとされており、2003年4月13日に発効した。2004年3月現在の批准国は、ナミビア、EC及びノルウェーとなっている。2004年3月9日から13日、ナミビアにおいて第1回締約国会議が開かれた（我が国からは出席せず）。

我が国は、第1回設立準備会合から出席しており、当該条約は全体として受け入れ可能な内容となっているものの、漁獲実績及び将来の入漁の可能性などを考慮し条約への加盟について検討を要することから、第8回会合での署名は行わなかった（本条約に参加する場合には、署名手続きを経ずとも批准が可能）。

4 海外投資事業

我が国から海外への水産関係投資（合併事業等）の件数（水産庁報告件数）は、16年3月末現在で、271件、対象国は49ヵ国に及んでいる。これらの提携国及び事業種類の内容は次のとおりである。

(1) 中南米地域

提携先はパナマ、メキシコ、蘭領アンチレス、コロンビア、仏領ギアナ、ガイアナ、スリナム、ブラジル、アルゼンチン、チリ、ペルー、ウルグアイ、エクアドル、フォークランド諸島、英領バージン諸島の15ヵ国で、事業種類は漁業28件、養殖業2件、加工業4件、漁業リース1件、船舶代理店1件の計36件である。

(2) アジア・大洋州地域

提携国は、インド、バングラデシュ、スリランカ、マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピン、中国、台湾、韓国、ヴィエトナム、ミャンマー、ミクロネシア、マーシャル、フィジー、バヌアツ、ニュー・ジージランド、オーストラリア、ニューカレドニア、仏領ポリネシア、キリバスの22ヵ国で、事業種類は漁業53件、養殖業62件、加工業31件、漁業リース等5件の計151件である。

(3) アフリカ地域

提携国は、アンゴラ、モーリシャス、マダガスカル、モザンビーク、ガーナ、ナミビア、南アフリカの7ヵ国で、事業種類は漁業9件、加工業1件の計10件である。

(4) その他の地域

提携国は、北米において、米国、カナダ、欧州においてはイギリス、フランス、ロシア連邦、ポルトガルの6ヵ国で事業種類は漁業25件、養殖業4件、加工業43件、漁業代理店業2件の計74件である。

第12節 漁 船 対 策

1 漁船の勢力と建造状況

我が国の漁船勢力の実態を把握するため、毎年12月31日現在の漁船統計表を作成している。この統計は各

都道府県における漁船の登録隻数と、漁船登録を必要としない総トン数1 t未満の無動力漁船数を集計したもので、14年末については、表16のとおりである。

また、漁船法（昭和25年法律第178号）第4条1の規定に基づく15年度の農林水産大臣の漁船建造許可件数は表17のとおりである。

表16 漁 船 統 計 表

漁業種類 Type of Fishery	船型 Size	船 質	総 計		動 力 漁 船		無 動 力 漁 船	
			隻 数	総トン数	隻 数	総トン数	隻 数	総トン数
			NO.	G. T.	NO.	G. T.	NO.	G. T.
総	計	S	4,452	560,566.60	4,452	560,566.60	—	—
		W	21,103	34,294.19	18,039	31,975.59	3,064	2,318.60
		F	317,856	800,050.64	311,726	793,718.40	6,130	6,332.24
		T	343,411	1,394,911.43	334,217	1,386,260.59	9,194	8,650.84
淡 水 漁 業		S	21	45.13	21	45.13	—	—
		W	3,685	1,911.22	1,878	1,040.25	1,807	870.97
		F	8,393	8,609.70	7,089	8,045.66	1,304	564.04
		T	12,099	10,566.05	8,988	9,131.04	3,111	1,435.01
合 計 (海 水 漁 業)		S	4,431	560,521.47	4,431	560,521.47	—	—
		W	17,418	32,382.97	16,161	30,935.34	1,257	1,447.63
		F	309,463	791,440.94	304,637	785,672.74	4,826	5,768.20
		T	331,312	1,384,345.38	325,229	1,377,129.55	6,083	7,215.83
内 水 面		S	6	11.40	6	11.40	—	—
		W	302	112.09	143	71.29	159	40.80
		F	809	686.06	710	662.36	99	23.70
		T	1,117	809.55	859	745.05	258	64.50
採 介 藻		S	244	4,341.44	244	4,341.44	—	—
		W	4,297	3,545.17	3,657	3,223.00	640	322.17
		F	89,133	123,575.97	85,349	121,200.12	3784	2,375.85
		T	93,674	131,462.58	89,250	128,764.56	4424	2,698.02
定 置		S	389	5,458.93	389	5,458.93	—	—
		W	452	1,480.97	321	1,011.83	131	469.14
		F	10,896	45,679.17	10,390	42,848.68	506	2,830.49
		T	11,737	52,619.07	11,100	49,319.44	637	3,299.63
一 本 つ り		S	372	34,935.46	372	34,935.46	—	—
		W	6,604	11,431.20	6,575	11,402.52	29	28.68
		F	98,463	217,520.74	98,396	217,463.68	67	57.06
		T	105,439	263,887.40	105,343	263,801.66	96	85.74
は え な わ		S	141	7,170.41	141	7,170.41	—	—
		W	391	1,202.90	387	1,194.92	4	7.98
		F	8,438	30,973.46	8,430	30,964.93	8	8.53
		T	8,970	39,346.77	8,958	39,330.26	12	16.51
刺 網		S	509	24,729.95	509	24,729.95	—	—
		W	1,746	2,409.21	1,728	2,397.46	18	11.75
		F	50,215	109,491.40	50,143	109,416.52	72	74.88
		T	52,470	136,630.56	52,380	136,543.93	90	86.63
ま き 網 (網 船)		S	155	24,494.91	155	24,494.91	—	—
		W	87	507.72	68	416.34	19	91.38
		F	1,148	10,874.80	1,138	10,810.32	10	64.48
		T	1,390	35,877.43	1,361	35,721.57	29	155.86

ま き 網 附 属 船	S	532	53,053.12	532	53,053.12	—	—
	W	51	349.54	41	344.94	10	4.60
	F	1,796	19,274.43	1,792	19,261.95	4	12.48
	T	2,379	72,677.09	2,365	72,660.01	14	17.08
敷 網	S	61	3,730.07	61	3,730.07	—	—
	W	140	391.36	125	355.58	15	35.78
	F	1,825	11,932.91	1,822	11,929.92	3	2.99
	T	2,026	16,054.34	2,008	16,015.57	18	38.77
底 び き 網	S	476	27,996.00	476	27,996.00	—	—
	W	1,418	6,192.11	1,418	6,192.11	—	—
	F	14,247	73,094.05	14,247	73,094.05	—	—
	T	16,141	107,282.16	16,141	107,282.16	—	—
以 西 底 び き 網	S	39	4,729.53	39	4,729.53	—	—
	W	—	—	—	—	—	—
	F	—	—	—	—	—	—
	T	39	4,729.53	39	4,729.53	—	—
遠 洋 底 び き 網	S	20	20,595.20	20	20,595.20	—	—
	W	—	—	—	—	—	—
	F	8	22.98	8	22.98	—	—
	T	28	20,618.18	28	20,618.18	—	—
ひ き 網	S	281	2,849.63	281	2,849.63	—	—
	W	537	1,773.26	417	1,527.30	120	245.96
	F	7,201	39,502.38	7,107	39,400.71	94	101.67
	T	8,019	44,125.27	7,805	43,777.64	214	347.63
か つ お ・ ま ぐ ろ	S	671	224,753.25	671	224,753.25	—	—
	W	5	122.06	5	122.06	—	—
	F	755	26,469.34	755	26,469.34	—	—
	T	1,431	251,344.65	1,431	251,344.65	—	—
捕 鯨	S	8	250.65	8	250.65	—	—
	W	—	—	—	—	—	—
	F	4	36.39	4	36.39	—	—
	T	12	287.04	12	287.04	—	—
官 公 庁 船	S	299	85,838.92	299	85,838.92	—	—
	W	12	76.15	12	76.15	—	—
	F	862	3,783.22	861	3,782.06	1	1.16
	T	1,173	89,698.29	1,172	89,697.13	1	1.16
運 搬 船	S	122	24,108.72	122	24,108.72	—	—
	W	56	483.20	53	480.55	3	2.65
	F	1,864	14,811.89	1,849	14,780.88	15	31.01
	T	2,042	39,403.81	2,024	39,370.15	18	33.66
冷 凍 運 搬 及 び 母 船	S	—	—	—	—	—	—
	W	—	—	—	—	—	—
	F	2	10.92	2	10.92	—	—
	T	2	10.92	2	10.92	—	—
雑 漁 業	S	106	11,473.88	106	11,473.88	—	—
	W	1,320	2,306.03	1,211	2,119.29	109	186.74
	F	21,797	63,700.83	21,634	63,516.93	163	183.90
	T	23,223	77,480.74	22,951	77,110.10	272	370.64

表17 平成15年度漁業種類別・トン数別建造許可隻数

1. 鋼・軽合金船

(長さ10メートル以上の動力船)

区 分 漁業種類	総 数		50トン未満		50トン以上 100トン未満		100トン以上 200トン未満		200トン以上 300トン未満		300トン以上 500トン未満		500トン以上 1,000トン未満		1,000トン以上	
	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
かつお・まぐろ	9	4,131									9	4,131				
底 び き 網	9	887	1	40	6	562	2	285								
ま き 網	1	135					1	135								
まき網付属	0	0														
は え な わ	0	0														
刺 網	2	197	1	13			1	184								
ひ き 網	0	0														
敷 網	1	19	1	19												
一 本 つ り	1	184					1	184								
運 搬 船	0	0														
養 殖 業	0	0														
定 置	0	0														
採 介 藻	0	0														
官 公 庁 船	7	2,053	4	156							2	998	1	899		
計	30	7,606	7	228	6	562	5	788	0	0	11	5,129	1	899	0	0

2. FRP 船

(長さ15メートル以上)

区 分 漁業種類	総 数		20トン未満		20トン以上 30トン未満		30トン以上 40トン未満		40トン以上 50トン未満		50トン以上 70トン未満		70トン以上 100トン未満		100トン以上	
	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
かつお・まぐろ	8	395	6	112											2	283
底 び き 網	4	74	4	74												
ま き 網	0	0														
まき網付属	2	38	2	38												
は え な わ	2	38	2	38												
刺 網	1	17	1	17												
ひ き 網	0	0														
敷 網	2	38	2	38												
一 本 つ り	0	0														
運 搬 船	0	0														
養 殖 業	0	0														
定 置	0	0														
採 介 藻	0	0														
官 公 庁 船	1	44							1	44						
計	20	644	17	317	0	0	0	0	1	44	0	0	0	0	2	283

注1：漁船法第4条第1項の規定に基づき農林水産大臣の許可を受けた建造隻数である。

注2：総トン数については、単位未満を四捨五入したため、計と内訳が一致しない場合がある。

注3：木船の建造は無し。

2 漁船の依頼検査と性能改善

漁船法第25条の規定に基づく漁船の依頼検査の15年度実績は、総合検査9件、船体検査19件、機関関係検査24件、電気関係検査1件の合計53件、検査手数料収入総額は733万円であった。

3 漁 船 の 輸 出

漁船の外国への譲渡（輸出）又は貸渡しについては、経済産業大臣が輸出貿易管理令に基づいて承認することとなっている。この際に、国際的な漁業秩序を乱し、あるいは国際的に合意された資源保護措置の効果を減殺するおそれがないか、水産庁に事前協議することとしている。15年度における貸渡しは4ヵ国46隻、輸出については16ヵ国32隻であった。

4 都市と漁村の対流促進技術開発事業

漁業生産は昭和50年代以降大幅な減少傾向に転じ、漁業経営の悪化、漁業就業者の減少・高齢化が漁業地域の活力低下を招いている状況にある。このため、沿岸及び沖合漁業では一人乗り操業等が多くなっており、転覆・衝突、海中転落事故が多発している。これら漁船による死亡事故は、漁村地域の経済活性化を阻害するだけでなく、漁業が危険であるというイメージを定着させ、他産業からの新規参入を妨げている。

従って、後継者や新規参入者を安定的に確保して漁村地域を活性化させるため、漁船の事故を減らすとともに、事故が起きた場合にも迅速に対処できるシステムの構築等により適切な漁船対策を実施した。

(1) 小型漁船救急支援システム開発

人命の安全を確保するため、操業中の事故や海中転落等の緊急時に、漁船及び転落者から緊急事態を自動的に知らせる無線システムの開発を行った。

(2) 漁船安全対策等事業

IMO（国際海事機関）等の国際取決め及び国内規制・基準が我が国の漁業環境実態に比して過重なものとならないよう、気象・海象・船型等のデータの収集・解析等を行うとともに、漁船に関する乾舷についての調査検討を行っている。また、国際協定に基づき提出することとされている漁船に関するデータを、効率的に収集・整備できる管理システムの開発を行った。

第13節 漁港・漁場・漁村の整備及び維持管理

1 漁 港 の 指 定

漁港の指定については、26年以来漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第6条の規定により行っている。その内容は表18のとおりである。

表18 指定漁港数

漁港種類	15年度 指 定	15年度 取消し	14年度 ま で	15年度 末現在
第1種漁港	—	1	2,218	2,217
第2種漁港	—	—	495	495
第3種漁港	—	—	114	114
第4種漁港	—	—	101	101
計	0	1	2,928	2,927

（注）第3種漁港には特定第3種漁港（八戸ほか12港）が含まれている。

2 漁 港 の 管 理

15年度において、漁港漁場整備法第25条第3項の規定により漁港所在地の地方公共団体を漁港管理者に決定した漁港は3漁港であり、15年度末の漁港数は表19のとおりである。

表19 漁港管理者別漁港数

漁港種類	14年度 末まで	15年度末		
		総 数	都道府 県管理	市町村 管 理
第1種漁港	2,218	2,217	366	1,851
第2種漁港	495	495	308	187
第3種漁港	114	114	108	6
第4種漁港	101	101	101	—
計	2,928	2,927	883	2,044

3 漁港・漁場・漁村の整備

(1) 漁港漁場整備長期計画

漁港漁場整備長期計画は、漁港漁場整備法に基づき、水産業の抜本的な構造改革を推進し、漁場・漁港・漁村の整備を総合的かつ計画的に実施するため、施策の目的や成果に重点をおいて策定している。平成14年度から平成18年度の5年間に次の基本課題について重点的かつ総合的に取り組む。

ア 水産資源の持続的利用と良質な水産物を安全で効率的に供給する体制の整備

イ 水産動植物の生育環境となる漁場等の積極的な保全・創造

ウ 水産業の振興を核とし良好な生活環境の形成を目指した漁村の総合的な振興

以上の取組を総合的かつ効率的に実施することにより、概ね10年後を目途に、

(ア) 50年代初頭(200海里導入時)の漁場環境や沿岸漁業の生産の水準を念頭に、漁港漁場整備事業を通じて、沿岸域の漁場環境の回復と漁業生産量の増産を図るとともに、生産流通の機能の高度化を図る。

(イ) 漁業集落排水処理を行うこととしている漁村の処理人口比率を小都市並(概ね6割)にすることを旨とし、漁港・漁場の水域環境と漁村の生活環境・労働環境の改善を図る。

計画期間における事業量は、整備する対象を重点化し、次のとおりとする。

- a 水産動植物の増殖及び養殖を推進するべき拠点のうち概ね750地区、また、生産流通の効率化及び品質・衛生管理の強化を図るべき拠点のうち概ね350地区を整備。
- b 概ね5千haの藻場・干潟の造成に相当する水産動植物の生育環境を新たに保全・創造。
- c 漁村の活性化のための整備を概ね430地区において実施。

(2) 直轄特定漁港漁場整備事業

この事業は、漁港漁場整備法に規定する漁港漁場整備方針に適合した特定漁港漁場整備事業計画に基づき、国が漁港施設のうち基本施設、輸送施設又は漁港施設用地(公共施設用地に限る。)の整備を行う事業であって、計画事業費が一事業につき20億円を超えるもの等一定の要件を満たすものである。15年度においては、155億9,784万円をもって33地区について事業が実施された。

(3) 地域水産物供給基盤整備事業

この事業は、水産資源の増大と持続的利用に資する共同漁業権の区域内等地先の漁場と、当該漁場に密接に関連する第1種漁港等で沿岸漁業及び増養殖の振興に資する漁港を一体的に整備する事業であって、計画事業費が一事業につき3億円を超えるもの等一定の要件を満たすものである。15年度においては、事業費1,032億3,500万円(国費627億8,800万円)をもって507地区について事業が実施された。

(4) 広域漁港整備事業

この事業は、第3種漁港、第4種漁港等の整備及びそれらの漁港を本拠地とする漁船が利用する共同漁業権の区域内等地先の漁場施設について一体的に整備する事業であって、1漁港あたりの計画事業費が3億円

を超えるもの等一定の要件を満たすものである。15年度においては、事業費878億2,300万円(国費542億7,600万円)をもって289地区について事業が実施された。

(5) 広域漁場整備事業

この事業は、共同漁業権の区域外において、利用が広範囲にわたる規模の大きな漁場や共同漁業権の設定されている区域外と機能上密接に関連する漁場を整備する事業であって、計画事業費が一事業につき3億円を超えるもの等一定の要件を満たすものである。15年度においては、事業費250億3,100万円(国費126億1,400万円)をもって96地区について事業が実施された。

(6) 漁港漁場機能高度化事業

この事業は、漁港・漁場施設を総合的に維持・補修若しくは改良することにより、漁港・漁場施設の利用を増進させるとともに、水産資源の生息環境の保全、品質・衛生管理強化、高齢者等への配慮、新技術を応用した施設の導入等による既存の漁港・漁場施設の機能の高度化、多機能利用を図る事業であって、計画事業費が一事業につき3億円以下のもの等一定の要件を満たすものである。15年度においては、事業費201億2,200万円(国費103億4,400万円)をもって通常分として、86地区、統合補助事業分として31道府県について事業が実施された。

(7) 漁場環境保全創造事業

この事業は、公害等の原因により効用の低下している沿岸漁場の生産力の回復や水産資源の生息場の環境改善を図るため、漁場のたい積物除去、しゅんせつ、作れい、耕うん、覆土、水路の掘削、藻場・干潟の造成等を行う事業で、計画事業費が一事業につき5千万円を超えるもの等一定の要件を満たすものである。15年度においては、事業費64億1,600万円(国費32億0,800万円)をもって62地区について事業が実施された。

(8) 漁港水域環境保全対策事業

この事業は、漁港区域内の水質の保全等水域の環境保全のため汚泥その他公害の原因となるたい積物等の除去、水質浄化施設の整備等を行う事業で、計画事業費が一事業につき3千万円を超えるもの等一定の要件を満たすものである。15年度においては、事業費5億1,800万円(国費2億5,900万円)をもって6地区について事業が実施された。

(9) 農林漁業用揮発油税財源身替漁港関連道整備事業

農林漁業用揮発油税に関する税制上の代替措置の一環として、漁獲物の流通及び漁業用資材の輸送の合理化によって漁港機能の充実と漁業生産の近代化を図り、併せて漁村環境の改善を図るため、40年度から漁港管理者たる地方公共団体又はその他の地方公共団体

に助成して実施されているものであり、15年度においては、事業費25億100万円（国費12億8,900万円）をもって23港について事業が実施された。

(10) 作 業 船 整 備

北海道の直轄工事において使用する国有作業船の建造、修理、改造及び北海道の漁港の機能増進のために必要な機械設備の開発試験を行った。15年度の経費は2,200万円であった。

(11) 漁港環境整備事業

漁港の環境向上に必要な施設を整備し、漁港の景観の保持、美化を図り、快適にして潤いのある漁港環境を形成し、併せて作業の効率、安全性の向上等に資する事業である。15年度においては、事業費58億9,600万円（国費29億4,800万円）をもって通常分として41地区、統合補助事業分として13道県について事業が実施された。

(12) 漁業集落環境整備事業

漁港の背後の漁業集落等における生活環境の改善を図ることにより、水産業の振興を核とした漁村の健全な発展に資する事業である。15年度においては、事業費269億5,100万円（国費134億9,700万円）をもって156地区について事業が実施された。

(13) 漁港漁村総合整備事業

離島・辺地等の条件不利地域に立地する漁村地域において、活力ある漁村を形成するため、生産の重要な基盤である漁港施設の整備と背後の漁業集落の生活環境施設の整備を一体的かつ総合的に推進する事業である。

15年度においては、事業費47億8,300万円（国費25億8,000万円）をもって通常分として1地区、統合補助事業分として15道県について事業が実施された。

(14) 漁港利用調整事業

漁船と遊漁船等との漁港利用上のトラブルを防止するため、遊漁船等を分離収容する施設を整備することにより、漁業と海洋性レクリエーションの共存を図るとともに、漁港利用の秩序を保持し漁業生産活動の円滑化に資するものであり、15年度においては、事業費16億6,300万円（国費8億5,100万円）をもって12地区について事業が実施された。

(15) 水産基盤整備調査事業

水産基盤整備事業の効果的・効率的実施に関し、開発手法等の確立がされていない技術的課題のうち全国的なものについて調査・解明し、新技術の開発を計るほか、漁港機能の増進、漁場の整備及び開発並びに漁港背後の漁業集落における生活環境改善のために必要な調査を実施することにより、水産基盤整備事業の計

画的・効率的かつ円滑な実施に資することを目的とする。

水産基盤整備調査費

75調査 事業費 4億9,272万円（定額）

水産基盤整備調査費補助

15ヵ所 事業費 2億5,400万円（国費1億2,700万円）

(16) 後進地域開発促進法適用団体等補助率差額

後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律第2条の適用団体（県）が行った特定漁港漁場整備事業、指定漁港漁場整備事業（5,000万円以上のものに限る）、海岸保全施設整備事業及び漁港関連道整備事業（過疎地域及び山村地域の基幹道路を含む）に係る補助金等について、特例法の定める引上率（最高1.25まで）により15年度において当該適用団体に補助率差額78億1,619万円を交付した。

(17) 漁港漁村活性化対策事業

漁港漁村活性化対策事業は、高度な漁港漁村の利用等による漁業の振興と漁村の活性化に資するため、就労・衛生環境の改善、漁業活動とのトラブル防止、地域資源や高度情報の利活用、都市との交流の促進、生活環境の改善等を推進する施設等の整備を行う事業であり、15年度においては、国費15億6,562万円をもって20都道県において事業が実施された。

(18) 新漁村コミュニティ基盤整備事業

新漁村コミュニティ基盤整備事業は、都市と漁村が共生・対流する活力ある社会を実現するため、「人・もの・情報」が循環する共通社会基盤を備えた新たなまわづくりを推進するために、市町村のイニシアティブの下、地域全体の振興計画に基づき、新漁村コミュニティ基盤整備事業を核として、地域の戦略的な取組の支援等のソフト施策と水産基盤整備事業等のハード整備を一体的に展開し、住民参加型の新しい漁村コミュニティづくりを推進する事業であり、15年度においては、国費12億135万円をもって13都道県において事業が実施された。

(19) 漁村活性化推進事業

漁村活性化推進事業は、地域住民等の理解と参画を得て、都市と漁村の交流の促進を図るため、地域の特性を踏まえた個性のある地域振興計画の策定や漁村における受入体制の構築、都市漁村交流活動の促進、定着に向けた取組について都道府県、市町村等に対し助成した。

第14節 水産経営構造改善事業

1 漁業経営構造改善事業

(1) 事業の趣旨

水産基本法の基本理念を踏まえ、効率的かつ安定的な漁業経営を育成し、水産物の安定的な供給を図るため、①我が国周辺水域における資源管理の強化、②漁業経営の改善と担い手の育成、③流通・加工・消費対策、④漁業地域の振興の4つの課題に即して沿岸漁業を中心とした漁業において持続的な生産体制を構築するのに必要な漁業生産基盤としての共同利用施設等の整備を推進する。

(2) 事業の構成

本事業は次の4つの事業からなっている。

ア 持続的漁業生産環境整備事業

漁業資源の維持・増大、漁場環境の保全及び漁業の近代化を推進するための施設整備

イ 漁業経営・担い手対策事業

意欲と能力のある経営体の育成や合併による漁協の経営基盤強化、女性や高齢従事者の活躍する場の創設を推進するための施設整備

ウ 水産物流通高度化事業

産地機能の強化と品質の高い水産物の供給を推進するための施設整備

エ 漁業地域活性化事業

地域資源の活用による都市住民等にも開かれた地域社会づくりを推進するための施設整備

(3) 事業の実施対象地域及び全体計画

本事業は、沿岸の海域環境及び漁業形態等においてまとまりのある全国80地域を対象として、都道府県が11年度に構造改善計画を樹立し、12年度から5年間、事業を実施する。

(4) 事業の実施

構造改善計画に基づく事業の実施に当たっては、毎年度定める漁業経営構造改善事業実施計画により実施する。

(5) 事業実施主体

事業は、都道府県、市町村、地方公共団体の一部事務組合、漁連、漁協、漁業生産組合、地方公共団体等が構成する法人としての公社等が実施する。

(6) 15年度事業実施状況

事業名	件数	国庫補助金 (千円)
漁業経営構造改善事業	160	2,981,235

2 沖縄県水産業拠点強化構造改善特別対策事業

(1) 事業の趣旨

沖縄県水産業の特殊事情にかんがみ、本土との格差は正に配慮しつつ、漁業生産の条件である漁業・増養殖場等の生産基盤施設、水産業近代化施設の設備、漁村における環境条件の改善に必要な施設の整備、漁業者の組織的な活動の促進等沖縄県水産業の構造改善に必要な事業を総合的、かつ、有機的に実施しようとするものである。

(2) 事業の実施対象地域及び全体計画

本事業は、沖縄県下一円を対象として、沖縄県が10年度に新沖縄水産業構造改善計画を樹立し、11年度から7年間に実施する。

(3) 事業の実施

沖縄県水産業拠点強化構造改善計画に基づく事業の実施に当たっては、毎年度定める沖縄県水産業拠点強化構造改善計画に基づいて実施する。

(4) 事業実施主体

沖縄県、市町村、地方公共団体の一部事務組合、水産業協同組合、公社、漁業を営む者の組織する団体が実施する。

(5) 15年度事業実施状況

事業名	件数	国庫補助金 (千円)
沖縄県水産業拠点強化 構造改善特別対策事業	12	261,079

3 高度衛生管理型水産物供給施設モデル整備事業

(1) 事業の趣旨

近年、食品の衛生管理に関しては、O-157による食中毒事件やBSE問題により、食品の安全性に対する消費者の強い不信感から、より高度な衛生管理による安全な食品の供給が求められている。特に、水産物は生食に供されることが多いという特性を有しているにもかかわらず、漁船上、浜への陸揚、荷さばき、搬出等の各段階において食品衛生管理の徹底が不十分な状況にある。

このため、消費者の食品に対する安全性への関心の高まりに対応する観点から、漁業者自らが意識を持って衛生管理に取り組む地区をモデル地区として、公共事業と一体的な計画の下、衛生管理に対する漁業生産、水産物供給体制を構築するため、漁業生産活動を支援

する高度衛生管理型の施設を整備し、品質・衛生面において差別化された水産物を普及することにより、高度衛生管理型の漁業生産関連施設整備の全国展開に資する。

(2) 事業の実施対象地域及び全体計画

本事業は、漁業者自らが意識を持って衛生管理に取り組む地区をモデル地区として、公共事業と一体的な地域水産総合衛生管理対策基本計画を樹立し、15年度から3年間に実施する。

(3) 事業の実施

地域水産総合衛生管理対策基本計画に基づく事業の実施に当たっては、毎年度定める高度衛生管理型水産物供給施設モデル整備事業実施計画に基づいて実施する。

(4) 事業実施主体

事業は、都道府県、市町村、地方公共団体の一部事務組合、漁連、漁協、漁業生産組合、地方公共団体等が構成する法人としての公社等が実施する。

(5) 15年度事業実施状況

事業名	件数	国庫補助金
高度衛生管理型水産物		(千円)
供給施設モデル整備事業	9	1,340,363

第15節 水産関係試験研究・技術開発

1 漁業新技術開発事業

(1) 200海里開発促進新技術導入事業

国際的な200海里体制の定着等厳しい漁業情勢において、我が国200海里水域内の「つくり育てる漁業」を中心とした漁業開発を推進することが 従来にも増して重要となってきた。そのことから、漁場の整備開発及び栽培漁業等についての新たな観点からの技術開発として富栄養化等により漁場環境が急速に悪化している閉鎖性汽水域を再生するため、バイオリアクター等を活用した当該水域の水質・底質改善技術開発を実施した。

(2) 水産業持続的生産・流通技術開発事業

まき網漁業は、我が国の代表的漁業であるが、近年、資源の減少、魚価の低迷、漁業労働力の不足等により、漁業経営が極めて厳しい状況にある中、資源管理とTAC制度の本格的な運用という新しい海洋秩序に対応した持続的な漁業管理体制の確立が急務となっていることから、現在のまき網漁具について、資源管理及

び魚類の再生産に配慮した漁獲技術の確立を図ることを目的として、以下のような技術開発を実施した。

- ① 資源保護型軽量まき網漁具の開発
- ② 未利用個体の輸送装置への収容技術及び低コスト輸送技術の開発
- ③ 未利用個体の低コスト蓄養システムの開発
- (3) 太陽エネルギーを活用した漁場環境改善システム開発事業

我が国の海面養殖業は、沿岸漁業生産量の約4割を占め、沿岸漁業において重要な役割を果たしている。しかし、こうした養殖漁業が行われる海域は、海水の交換効率が悪い閉鎖的な海域が多く、さらに過剰な人工給餌等による底層への有機物の堆積等、漁場環境の悪化が問題となっている。そのため本事業では、光ファイバーを利用して栄養塩類の豊富な底層水中に自然光を照射し、自然の浄化能力を活用する漁場環境改善システムの開発を行った。

2 水産業新技術開発事業

(1) 遺伝子組換え魚介類識別手法技術開発事業

海外において、遺伝子組換え水産生物の研究が急速に進んでおり、特にカナダでは成長促進遺伝子や、耐冷遺伝子を組込んだサケなどが開発され、商品化が目前とされている状況にある。近い将来、このような組換え体が輸入され、従来の製品への混入が疑われた場合、消費者の不安が全国的に発生することが予測されることから、組換え体と非組換え体を効率的に識別できる技術を早急に確立するための検討を行った。

(2) 自然との共生プロジェクト技術開発事業

ア 遺伝子組換え魚介類環境安全評価技術開発事業

遺伝子組換え生物の国境間移動を規定する国際的な枠組みを定めた「生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書（カルタヘナ議定書）」の発効に対応し、遺伝子組換え水産生物（LMO）のリスク評価を行い、導入された遺伝子が自然環境に対してどのような影響を及ぼすか等の評価を行うことにより、LMOの環境への安全性を確保する手法の確立と実施体制の整備に向けた検討を実施した。

イ 廃FRP漁船高度利用技術開発事業

FRP（ガラス繊維強化プラスチック）は、高強度、高耐久性かつ軽量であることから、我が国では現在30万隻を越える小型漁船に使用されており、今後耐用年数が過ぎたFRP漁船が大量に発生することが危惧されている。このため、本事業では効果的な廃FRP漁船の処理技術を確認するため、廃FRP漁船

を魚礁材、水質浄化材等として優れた特性を有するリサイクル高機能資材に変換する技術開発の実用化試験及び魚礁等への再利用効果試験を実施した。

(3) 水産バイオマスの資源化技術開発事業

我が国の漁業生産量は、昭和50年代以降減少傾向にあるものの、我が国周辺水域では、漁獲対象魚種以外に相当量の未利用生物資源が存在しているとの報告がある。漁業活動の対象となっていなかったこれらの生物資源の持つ有用成分や機能を活用した食品素材等への幅広い利用に資するための基礎技術開発は、我が国の水産業の多角的な発展を図る上で重要である。このため本事業では、バイオマス資源の有効活用を図るため、アブラソコムツ等の未利用資源やコンブ等海藻類の廃棄物が有する有効成分や機能を活用して食品等への転換を図る技術開発を実施するとともに、水産資源の有効利用と循環型社会の構築を推進するために、水産加工残滓を高鮮度で回収するシステムの開発及び魚類の加工残滓をより高度に飼料等によりサイクルする技術の開発を実施した。

(4) 水産業構造改革加速化技術開発事業

民間企業等から課題提案を行う新たな方式を取り入れ、地域独自あるいは異業種独自の創意と工夫のある技術開発を実施することにより、技術革新による水産業の構造改革を図ることを目的として、以下のような技術開発課題を採択し実施した。

また、本事業の推進のため、開発課題の募集・選定、各課題の実施の進行管理等の業務を委託して実施した。

① 漁船緊急通報装置の技術開発

発

④ 有害赤潮殺藻ウイルス製剤の実場面利用技術の確立

⑤ 育成環境整備型殺菌システムの実用化

⑥ 光力可変電子光源を用いた省エネルギー型イカ釣り漁法の開発

(5) 漁船リサイクル等開発促進事業

近年、解体費用の高コスト化等の原因により漁船のリサイクルが進まず、漁港等に放置されているため、漁業活動や景観が阻害される等の新たな問題を引き起こしている。従って、漁船資源の3R(Reduce、Reuse、Recycle)を促進するため、廃棄漁船部品等を用いた漁船の再生化試作を行い、当該試作品(3R製品)の性能、安全性、市場性の評価及び建造された漁船の長期・再使用化を促進するとともに、特定漁業用途に目的化された中古漁船の他用途化を図り、転用可能な漁船設計・回収技術戦略を策定し再生利用の効率化を図るための事業を委託して実施した。

(6) 「ブランド・ニッポン」漁獲物生産システム開発事業

食の安全安心対策の構築の一環として、新鮮でおいしい「ブランド・ニッポン」漁獲物を提供するため、安全・高品質等消費者ニーズの多様化に対応し、食品情報の新たな明示システムと消費を考慮した生産技術からなる我が国独自の高付加価値化、ブランド化された漁獲物の生産・供給体系技術の確立を目的として、以下のような技術開発を実施した。

① まぐろの船上加工・ブランド化システムの開発

② 高品質漁獲物情報提供システムの開発

表20 行政目的別船舶

船名	使用目的	定員	船籍(定けい港)	航行区域	船質	総トン数	主 機	馬 力
水産本庁								
開洋丸	漁業調査	46	東京(東京)	世界全海域	鋼	2,630	ディーゼル	3,500PS×2 電気推進1,100kw
照洋丸	漁業調査	36	東京(東京)	世界全海域	鋼	2,118	ディーゼル	3,000PS×2 電気推進 350kw
東光丸	漁業取締	35	東京(東京)	世界全海域	鋼	2,070	ディーゼル	4,000PS×2
白竜丸	漁業取締	28	東京(東京)	日本近海、北米近海	鋼	1,299	ディーゼル	3,000PS×2
白萩丸	漁業取締	23	東京(博多)	日本沿岸沖合、東シナ海	鋼	499	ディーゼル	2,000PS×2
白嶺丸	漁業取締	21	東京(東京)	日本近海、北太平洋	鋼	499	ディーゼル	2,000PS×2
白鷗丸	漁業取締	23	東京(博多)	日本沿岸沖合、東シナ海	鋼	499	ディーゼル	4,000PS×1
白鷺	漁業取締	13	東京(神戸)	瀬戸内海	軽合金	97	ディーゼル	1,000PS×2
船舶予備員		31						
合 計	8隻	256						

② 有害重金属を含む海産物食品加工産業廃棄物の再資源化技術の開発

③ 広域流通のための早採りワカメ鮮度維持技術の開

③ 魚類の品質連続測定システム技術の開発

④ 活魚・鮮魚用トレーサビリティシステム技術の開発

(7) 自然との共生プロジェクト技術開発事業

我が国の沿岸域は、豊かな漁場環境を提供してきたが、近年の開発等によって生物相の貧弱化・水産資源の減少が著しい。従って、豊かな自然の生態系の復元力をできるだけ有効に活用しつつ、海洋環境や生物環境の改善を図り、豊かな生態系を再生することが必要である。本事業では、漁場環境の保全・改善対策として海洋深層水の汲み上げ・拡散による漁場造成技術、浅海・内湾域の新素材等を利用した藻場造成技術、大水深域における新素材の利用による漁場整備の技術開発に取り組んだ。

(8) 衛星広域利用精度向上技術開発事業

人工衛星のリモートセンシング技術を利用して、雲や降雨でも海面の水温や高度を観測できるマイクロ波データ利用の手法を開発するとともに、漁船からの漁獲情報や水温情報等と衛星画像との解析を行い、マイクロ波データを活用した精度の高い漁場形成の予測に関する技術開発を行った。

3 水産業振興事業調査

(1) 先端技術を活用した有明ノリ養殖業強化対策研究事業

養殖ノリの作柄は、環境への依存が大きく成長や病気の発生には水温や栄養塩濃度が影響し、葉体の褪色には各種栄養塩が影響することが知られている。こうした養殖ノリにあって、平成12年に発生した有明海における養殖ノリの大不作は、有明海関係漁業者に大きな被害を与えるとともに、全国ノリ生産量の約4割を占める有明海の不作は消費者に大きな不安を与えたことから、高品質なノリを安定的に生産するため、ノリの色落ちに関与する遺伝子の解析を行い、その情報を利用した遺伝育種技術の開発を行った。

(2) 有明海等環境情報・研究ネットワーク総合推進事業

平成14年に有明海及び八代海を豊かな海として再生することを目的とする「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」が制定され、今後、有明海及び八代海において環境に調和した漁業の実施により漁業生産を回復し、有明海及び八代海の再生を図るための措置を講ずることは、国の重要かつ緊急な施策となっている。

このため、有明海及び八代海を対象として、総合的な調査研究体制を構築するための有明海等環境情報・研究ネットワーク構想を策定するとともに、情報の共有化を図るためのデータベースの整備、情報提供ソフトウェアの設計・開発、漁業実態等の補完調査を実施した。

第16節 船 舶

1 水産庁の船舶

水産庁（瀬戸内海漁業調整事務所・九州漁業調整事務所を含む。）の船舶は総数8隻で、行政需要に対応するため、漁業取締、漁業調査、漁業練習に区分されている。大きさも約97tから約2,600tにまで及ぶものもある。船舶の行政目的による区分、船名、所属、航行区域及び船の規模等については、表20のとおりである。

2 業 務

(1) 漁 業 取 締 船

漁業取締船は水産本庁所属の東光丸他5隻の計6隻（本庁所属船4隻、瀬戸内海漁業調整事務所所属船1隻、九州漁業調整事務所所属船1隻）である。

漁業取締船は漁業秩序維持の指導及び取締り並びに漁船の保護のため、日本周辺、沖合及び遠洋海域での監視・取締業務に当たっている。

さらに、我が国排他的経済水域において、近年活動の増している外国漁船に対し国連海洋法条約に基づく沿岸国主義の下での取締りを見据え、これら漁船の監視にも努めている。また、国際条約等による漁業資源の保存管理のための操業海域の規制等が強まるとともに、漁業取締船の指導取締対象海域の拡大、規制内容の複雑化等に伴い、漁業取締船の業務の重要性が一層増加している。

(2) 漁 業 調 査 船

漁業調査船は水産本庁所属の開洋丸他1隻の計2隻である。これらの調査船による漁業の調査については、沿岸、沖合漁業の再開発、海況及び漁況の調査、公害等による影響調査、重要魚類を中心とした水産資源の試験研究のための調査、遠洋漁業については、まぐろ類の分布・生態調査、新漁場開発、未利用水産資源の開発等の調査及び試験操業等が実施されている。

このように多様化する漁業調査に対応して漁業調査船は、日本周辺海域から全世界の海域に及ぶ調査航海に従事しており、官船による漁業調査の重要性は一層増しつつある。